

## 本日の会議に付した事件

平成24年第1回山元町議会定例会(第3日目)

平成24年3月9日(金)午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 一般質問  
日程第 3 議案第25号 山元町後期高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画について
- 

午前10時00分 開 議

議 長 (阿部 均君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第1回山元町議会定例会第3日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

---

議 長 (阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君を指名します。

---

議 長 (阿部 均君) 日程第2. 一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。なお、質問・答弁は簡明にされますようお願いいたします。

---

議 長 (阿部 均君) 12番佐山富崇君の質問を許します。佐山富崇君、登壇願います。

12番 (佐山富崇君) 平成24年第1回定例会、東日本大震災の被害からはや1年。復興元年と位置づけられることし、まずは復興の基盤的施策として、また、最も大きな事業として町民生活定住に大きく関連する復旧の件、さらには排水対策の件、2件につき一般質問をいたしたいと思えます。

まず、1件目、排水対策の件であります。昨年の大震災の大津波以来、本町の浜通りの排水設備はすべて破壊されまして、その機能は失われた状態のままです。浜通り地域は大津波の海水で浸食にさらされたあげくに、かつまた、雨水あるいは内水によって非常に排水が悪く、復旧・復興にとって大きな足かせ、大障害になっている状況です。

さらに加えて、内陸部に仮設住宅の建設、イチゴ団地構想等における大ハウス群の建設、常磐線内陸移設ルートあるいは集団移転地の広大な埋め立て、土盛り、それらに伴う裸地の増大、つまり土をとったところですね。裸地の増大など、本町の排水量や内水のありようが被災前と大きく、大きな変化、状況の変化が出ると思えます。排水機能に対する負荷過重は増大するばかりと思われまます。

これらの問題、諸問題を列挙していただきましたところ、昨年は特別委員会におきまして、今後抜本的な本町の排水対策、排水計画の見直し、新たな観点から十分なる抜本的排水事業に着手するので心配はならない旨の答弁がありました。よって、今回は一般質問によってその詳細及びその認識、その本気度を伺うものであります。

まずは、担当部署、手順の時間的経過、工事事業の手法等をお尋ねして、1件目の1回目の質問といたしたいと思えます。

2件目に入ります。一日も早いJR常磐線の復旧についてであります。

JR東日本より、先日、3月2日及び先月でないが、先日、3月2日及び3月4日に、常磐線の復旧について発表がありました。皆様ご案内のとおりであります。亘理駅から浜吉田駅間と駒ヶ嶺駅から相馬駅間は現ルート、つまり既存路線での復旧、浜吉田駅から山下駅、坂元駅、新地駅、駒ヶ嶺駅間は内陸部への新ルートでの復旧とのことであります。しかしながら、移設距離は2キロメートルから1キロメートルにとどめて、国道6号線との交差をなくし、工期の短縮を図るというものでした。

一方、地域住民からは、昨年の第4回12月議会に続いて本定例会におきましても、別の地域住民の方から現山下駅までは既存ルートでの復旧をとの請願が提出され、本議会として審議審査の最中であります。

そこで、我が山元町復旧・復興の最大の懸案事項であり、町民の皆さんの悲痛な願いである常磐線の日も早い開通について、昨年の議論の確認検証のため一般質問するものであります。

以上申し上げまして、最初の質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）おはようございます。

佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1. 山下地区の抜本的な排水対策についてですが、議員ご指摘のとおり、本町における雨水排水対策は重要な課題であると認識いたしております。特に国道6号と海岸線に挟まれた山下地区は、地形勾配が4,000分の1程度の平坦地帯であり、笠野、新浜と花釜の一部を除きますと、阿武隈山地から東側についてはすべての雨水が高瀬川排水路を通して太平洋に注ぐ状況であります。この地域は昭和30年代後半から昭和40年ごろにかけ、国営かんがい排水事業並びに経営附帯事業により、基幹排水施設が整備され、地区の高部について自然排水で、低部については自然排水と機械排水の併用により排水処理がされるよう整備されたところであります。

しかし、その後の排水流域内における土地利用の変化に伴い、流出量の増大はもとより、流出時間にも変化が生じましたことから、従来の排水施設の能力では十分対応できず、大雨時にはしばしば湛水被害を引き起こすようになりました。このため、平成8年度から牛橋地区における国営かんがい排水事業が、また、平成14年度からは横須賀地区における海岸保全施設整備事業がそれぞれ採択され、牛橋排水機場の増強と排水路の整備、並びに牛橋防潮樋門の増強改修工事が行われてきたところであります。これらの施設整備のあかつきには、地域の湛水解消に大きな期待が持たれるものでございました。

これらの事業が進捗しているさなか、昨年の東日本大震災により、地域の形態が一変してしまいました。このため、新たな復興計画を策定するとともに、町の安全安心を構築するため、土地利用計画の再考と排水対策の再構築が必要不可欠となっております。

復興まちづくりにおいては、既存の基幹の排水施設を生かすとともに、地域によっては排水系統の変更に伴う排水路の見直しや排水機場の増強も検討する必要があるものと考えております。こうしたことから、平成24年度において区画整理事業や集団移転事業を初めとする復興計画の事業化とあわせて、町内全域の排水系統や排水施設等にかかわる資料の把握と現況を確認、排水解析などの検討を行い、抜本的な排水対策の確立に向け万全を期したいと考えております。

次に、大綱第2. 常磐線の日も早い復旧についてですが、議会開会日でありました3月5日に、JR東日本仙台支社の里見支社長の記者会見があり、昨年12月にご可決いただいた震災復興計画を踏まえ、これまで町が協議を重ねておりました国道6号の東側を通るルートで整備することが正式に発表されたところであります。また、運転再開までに要する時間についても、これまで議会でご説明しておりましたとおり、工事着手から3年程度となる見込みと発表されております。

JR常磐線の復旧は、住民アンケートや説明会でも町民から強く要望されていたところであり、また、町にとりましても新駅を核とした新市街地を形成するという復興事業を推進するための最重要課題であると考えております。今回のJR側からのルート発表は早期開通を進める上での第一歩と考えており、これを機に現地への立ち入り、基本となるルートや用地の測量など、早期の工事着手に向けて一層のスピードアップが図られていくものと期待しているところでございます。

町としましては、常磐線の早期復旧に向けた担当部署を設け、現地立ち入りの際や用地買収の際のサポートなど、JR初め関係機関と一体となって協力することとしており、一日も早い常磐線の早期開通に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。第1件目の排水対策からお伺いを順次いたしたいと思っております。

1回目のお答えにありますとおり、区画整理事業や集団移転事業を初めとする復興計画の事業化によりまして、水田がどれぐらい埋め立てられるものやら、面積でまず示していただきたいと思っております。

町長（齋藤俊夫君）はい。どれだけの農地の面積あるいはその造成面積ということでございますが、きのうもお答えさせていただいた部分にありますように、今新市街地の形成については個別面談の調査を取りまとめている最中でございますので、できるだけ早い機会に今月にも全体の個別面談を終える中で、具体的な必要な面積が判明いたしますので、現段階では明確な形で規模をお示しできませんので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。もちろん明確な形で幾らとは出てこないと思いますが、大ざっぱで結構でございます。まず、例えば今おっしゃったその都市計画の区画整理だけでなく、農地であっても畑地になる、そしてハウスが建てられるというようなことも含めて、大ざっぱで結構でございます。幾らですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。それでは、例えばイチゴ団地の関係、あるいはその区画整理の関係ですね、それぞれ……（「鉄道も含めましてね」の声あり）ちょっと担当課わかりますが、ちょっとまず……、イチゴ団地の方については4団地で40ヘクタールというふうなことでございます。鉄道関係含めた区画整理の関係につきましては、復興推進課の鈴木課長の方から補足させていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。山下地区、それから坂元地区の面開発の部分にございませ

ては、先ほど町長のお話からもありましたとおり、現在意向調査をやっているということで、具体的な詳細な数字ということにはならないかもしれませんが、今現在でおおむね山下地区の方で40ヘクタール程度、それから坂元地区の方で20ヘクタール程度というような開発面積が必要になるのではないかとというような見込みでいるところでございます。

なお、JRの方につきましては、現在高架形式でやるのか、それとも盛り土形式でやるのか、その辺も含めて検討している最中でございます。山元町の縦長の方にJRルートが入るわけでございますけれども、約11キロから12キロというような沿線で、仮に高架ですと約6メートル幅の土地が必要になるというようなことになってございます。管理用通路の分6メートル、例えば12メートルというようなことで計算いたしますと、今現在で約12、3ヘクタールの面積が必要になると。そのうちの農用地ということでございますので、その分の例えば3分の2ですとか、半分といった面積が農用地から除外になっていくものかというふうに考えてございます。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。それを埋め立てるということは、その土取り場が必要なわけですし、それでその土取り場で大体土量運ばれるわけですから、その土取り場のその裸地になるところは幾らになるか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。イチゴの団地化あるいは区画整理の関係等でお話し申し上げましたけれども、当然これについてはそれぞれの今後事業主体、事業主体と申しますか、そのどういう形態で工事を発注するか、あるいは進めるかというふうなことになるわけですが、基本的にはどういう形であれ、ご指摘のようなその必要な土量が発生してくるということでございまして、明確な形でどこからどういう形というふうなところまでは今押さえておりませんが、問題意識といたしましては十分持つてございます。基本的には町内のしかるべき場所で相当程度の土量を確保する必要があるだろうというふうな認識しておりますので、今後それぞれの事業がより具体化する中で、場所なり量なりを精査をしていきたいというふうな段階でございます。

12番（佐山富崇君）はい。土取り場につきましては、今町長おっしゃったように防災緑地も盛り土するわけですから、相当な裸地ができるのではないかなと私は思います。で、その先ほど大ざっぱでももちろんお話をいただきましたが、約JRの分はようわからんとしましても、大ざっぱで100ヘクタールは水田が畑地にかわる。あるいはハウスが建つことによつて一挙に水が出るということは明々白々であります。そういう観点からいって、水田は遊水池の役割を果たしているのは、これはもう常識とされておるわけでありまして、それが畑地となり、あるいは建物が建ち、盛り土され、あるいはハウスが建ちということになると、遊水池は逆に一挙に水が出るということになるのかなと私は思いますので、その水量とか、1時間に出る例えば雨量にもよりますけれども、通常ここでは1日100ミリというのが大体多い方だろう。8、11の大雨のときには200ミリという話がありましたが、まあ100ミリぐらいが通常降るのであるというふうに思います。そういう観点からの今までの水量と一時的水量、1日の水量と、そういう埋め立て、あるいはその水田の遊水池から逆に水を吐く側のかわることによつて、大変変わってくると。水の排水の考え方が。その辺をどのようにお考えか、お伺いをいたしたいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、佐山議員からご指摘のとおり、必要な自然的なこの降水、あるいは

はまた排水の関係でございますが、これにつきましては先ほど言ったようにそういうものを十分こう念頭に入れて、これからの対応をする必要があるわけでございますけれども、現段階で担当課の方で考えているところを少し補足させていただきたいというふうに思いますので、復興推進課の方の鈴木課長の方より補足させていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。ただいまの質問なんですが、区画整理等で面開発、40ヘクタールの20ヘクタールというお話させていただきましたが、当然もともと田んぼであった遊水池の機能を持ったところを新市街地形成するというようなことで、水の流出係数、要は水が出てくる時間が早まるというようになります。その開発につきましては、ある程度その開発面積に合わせまして防災調整池というものを設けることになる、なろうかと思えます。こちらにつきましては、雨水の確率強度ですね、例えば50年に一度の確率の年度ですとか、そういった雨に対してどういった量になるかと。それが通常田んぼでしたらゆっくりとした時間で排水なるものが、そういったアスファルトですとか、開発したことによって急に、今般言っているゲリラ豪雨ではないですけども、そういった急に雨水が出てくるというような懸念がされるわけでございます。そういったところを一時的に貯留するその防災調整池を適宜そういった面開発の部分には配置いたしまして、その流出時間をそこで調整することによりまして、既存の排水路でも流れるというような状況の施設整備を行っていくというようになりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。つまり、遊水池の役割を果たしていた水田を埋め立てて流出が早くなつては困るので、調整池をつくるんだと、こういうふうに今ご答弁かと思うんですが、それでは40その、今例えば50年に一度とおっしゃられましたが、このごろは100年に一度というのが毎年来るわけですよ。1000年に一度も来たわけですからね。ですから、50年に一度というのでは足りないのではないのかと。そういう意味合いも含めて、40ヘクタールの埋め立てをして、住宅を建てられ、市街地になられて、その調整池は何ヘクタールの調整池つくる計画ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な技術的な問題でございますので、これにつきましても担当の復興推進課長よりお答えさせていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。調整池の規模、規格等につきましては、私どもの方だけじゃなくて、当然技術的な審査を仰がなければいけないというふうに考えております。こちらの機関が県の河川課の方にそういった機関がございます。先ほど50分の1の確率と申しましたが、そういった開発規模の面積等に合わせてどういった規模でそういった防災調整池をつくれればいいのかというような技術的な基準がございますので、その辺は県の担当課の方と十分調整をさせていただきながら、規模については決定していきたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい。つまりはまだ技術的なことであり、まだきちっとしたものはとらえていないというふうに理解をいたしました。それはやむを得ないことだと思います。

で、イチゴのハウスの40ヘクタールにつきましてはどのような方策をおとりになるんですか。イチゴ団地の。

町長（齋藤俊夫君）はい。これにつきましては、産業振興課長の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。イチゴ団地の40ヘクタールにつきましては、今のところ各団地平均大体10ヘクタールということなものですから、これにつきましては当初計画しておりました、例えば1団地にイチゴ農家が13軒ぐらい寄った場合に、これを一括で並べて団地化をするという体制にちょっと考えておりましたが、若干土地の利用が形態が変わってくるということで、これも後で先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、区画整理事業等の中での排水等の計画、その辺を技術的に相談というか、お願いしまして、そちらの方での排水対策の方での処理の仕方、その辺をお願いするという形になるかなと思います。

12番（佐山富崇君）はい。当然やはり調整池をつくるとか何かということは考えられないですわな、農地としてのあれですから。それはよく理解できます。ですから、抜本的な排水計画をつくってもらって、その遊水池だったのが水を吐く側になるわけですね。そういうことに対処していきたいという課長の答弁かと理解します。

で、それは当然だろうと思いますが、農地ですからね。農地から農地への転用ですから、そういうことになろうかと思いますが、そこで町長にお伺いしますが、別に山下地区にとられるわけではないんですが、本町の排水の一番のその弱点というのは何ととらえられていらっしゃるか、どのようにお考えでいらっしゃるか、お伺いします。

先ほどは地形勾配が4,000分の1程度だと、あくまでもまるっきりの平坦地帯であるから大変なんだというようなお話を伺いましたが、さらに加えてご認識をお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。町内には排水関係といたしましては、北は八手庭から南は一の沢までこの27の河川が走っているというふうな状況でございますが、こういう河川が走っている中で一番のネックになっているのは山下駅周辺の排水対策なのかなというふうに思っております。山下駅周辺の市街地形成につきましては、ややもすると都市計画的な整備対応というふうな部分と、農地の活用との整合性がうまくこうとれてきていない部分があるのかなと。そういうようなことで、山下駅周辺の内水対策というのが町としては大きな課題なのかなというのの一つでございます。

それから、この37の河川から上流から下流、特にその沿岸部に沿って排水が流れているわけでございますが、沿岸部が比較的勾配が緩いというふうな関係もございまして、町全体としてこの沿岸部に近いほど直線的に水が流れにくいというふうな状況があるかと思っておりますので、そうした面を今後進めるこの抜本的な対策、対応の中で、よりスムーズな形で排水対策が実現できるように取り組んでいく必要があるかなというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、町長今ご答弁いただいたので、そう大きく認識は違っていないんですけれども、スムーズに排水すると。そのスムーズに排水するためにどういうふうにしたらいいかというご認識を持っているかということをお聞きしたかったんですけれども、具体的にね。で、まあ、よろしいです。大体お考えはここへきて間違った方向に行っていないかと、私も考えは同じだと思いますが、それではお伺いしますが、あの小水路、つまり山元町のこのイチゴ団地、あるいはその上に計画なさっていますその新山下駅ですね。あれ、どっちに水流れているか、ご存じでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。37の河川があるというふうなことでございますので、一つ一つ詳細に必ずしも把握しているわけではございませんので、その点については基本的にご理解を

賜りたいなというふうに思いますが、流れとしては北から南に流れているというふうに理解しておるところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。時間かかりましたが、全くそのとおりでございます、よくご承知いただいていると思います。

そこで、問題なのは先ほども申しましたが、あるいは町長からもお話があった地形勾配が4,000分の1程度と、これは東西が4,000分の1なんですわね。東西が。そういう意味からいって、東西が4,000分の1で、しからば南北はどうかのと、こういうことになります。なぜこんなことを申しますかといいますと、町長に今ご答弁いただきましたとおり、小水路は北から南に流れております。これ町長ご認識のとおり、そのとおりでございます。ところが、先ほどのこの一番最初のご答弁にもありますとおり、その下の高瀬川排水路は南から北に流れております。高瀬から牛橋まで持っているわけですからね。もちろんご存じのとおりでございます。こうなりますね。小水路はこう流れていますよ。ね。北から南に流れている。今おっしゃったとおりでございます。ところが、高瀬川排水路はここの高瀬のここからこう南に流れる。北に。逆になるわけです。これ逆になる。小水路が南に流して排水路は北に流している。ということは、全然高低差がないということですからね。南北については。あるところは南に流し、あるところは北に流しですから。方向が逆ですからね。水の流れが。勾配が全然ないと。そこから考えることは、町長、何でしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的に1か所に水が集中するというふうな傾向にあるんじゃないかなというふうに思いますね。

12番（佐山富崇君）はい。全くおっしゃるとおりでございます。ね。全然その勾配がないところをずっと横走りさせるわけですから、小水路はともかく排水路をね。ここから出た水をここまで持ってくるわけですから、ぐっと長く持ってくる。ここは完全にこう横走りですよね。全然高低差がないわけですから。逆ですから、上はこっちに、こっちはこっちから、つまり差がないということですからね。それをここまで持ってきているということが問題なんです。私はそう思います。思いますし、町長にもご認識を深めていただきたいと思います。抜本的排水対策というのはここだと私は思っている。町長にも認識を深めていただきたい。本町の抜本的排水対策というのはそこなの。先ほどの町長のご答弁の中にもありました。新山下駅近辺も水が出る。これは推進課長からは調整池をつくるというお話は出ましたが、いずれにしても調整池つくろうとも、それはいつまでも水ためておくわけにいかないの、必ず吐かなきゃならないわけですよ。これは時間かけて、つまり水田にかわるものとして遊水池をつくって調整池をつくるんだと、これはよく理解できましたが、いずれ吐くことは確かなんです。そのために、まだこの高瀬川まで持ってこれを改修して持っていくということになりましたのでは、いかにその高低差がないところを横走りさせると。これが一番問題だと。新山下駅の駅のところ、新は山下でも、もと現山下駅のところも排水が悪いと先ほど町長のご答弁にもありました。全くごもっともでございます。

で、この震災後、一般に浜沿いのことを言われたのは特にここにいらっしゃる議長が話したんですが、「いや、昔の地図とそっくりになったんだ」と私に何度も言ったことがあります。全くそのとおりでございます、昔の地形がそのままあらわれてしまったと。つまり、原形が。浜沿いの地形はね。だと思います。そこで言えることは、先ほどこれ

もまた町長きちんにご理解なされて答弁いただいたんですが、川が何本も流れていると。小さい河川ですがね。で、ただ、国営かんがい排水事業並びに県附帯事業より、これがこれによって全部1本にしたわけですよ。高瀬川排水路にね。これに皆入れたわけですよ。もともとはこれ全部流れていたわけですよ。海まで。あるいは砂で埋まって港継続とか何とかと称して、各地区でやったわけですよ。それが逆にまた海水が入ってくるという恐れのもとに、高瀬川に牛橋河口1本に絞って、ほかのところは皆閉じたわけですよ。塩水が入ってきてはまた大変だという意味合いがあったんでしょう、当時の技術としては。当時の技術というのはそうだと思います。ですから、当時のやったのは間違いだというつもりもありません。ありませんが、今となればこれは問題だ。特にここの排水という観点からいきますと。

ですから、ものの姿がまるっきりもとの地図のようになったんだとやと議長が先ほど話したということをお願いしましたが、全くそのとおり。この駅に一番、現山下駅が一番近いところのもとの排水口は何かというと、これは前川と言いまして、あの梅香園の北側ですね。あの梅香園、今度大きな被災がありましたあの梅香園の北側のあの堀が、あれが排水出口だった。これはどこの川かといいますと、山寺川なの。山寺川の排水があの前川なんですよ。それで、この新田川はこれ高瀬だった。高瀬をこういう防塁して高瀬川を。あと新田川ね、こういう。この山寺川がなくなったわけですよ。まずもって一つはこの――にあったところのこの水面を一つ減らしたということもあります。

それと、北堤もあったと。山寺川、しかも山寺川は、これが一番悪いことに途中なくしましたし、あるいは北もなくしましたし、途中は鷺足川に合流させている。山下町のところですね。北に持っていった。先ほど言いましたとおり、南北差はほとんどないわけですから、山元町は高低差は。それを北に持っていったり横走りさせるから問題なの。東西にやはり流さなきゃいけないですよ、排水は。

ですから、抜本的に我が山元町の排水を行うためには、この山寺川を海まで持っていかなきゃいけない。そうでないと、現山下駅近辺なり、新山下駅近辺の排水は成り立たない。この前川を出さなきゃいけない。排出させなきゃいけない。これを牛橋まで持っていこうとするから問題が起きる。そして、現在は動力で出すなり、自然排水だけでなくいろいろそれはもう考えられる技術体系ですから、この昭和30年代とは違いますから、あれから50年、60年たっているわけですから、そういうことを考えてやらないといけない。なぜ私がここで排水のことを話すかといいますと、防災緑地の問題もありますから、その絡みもあるから、今ここで排水計画をきちっと早めに立てないと、防災緑地で200メートルで高さ10メートル山つくってからでは遅いわけですよ。そこところのご認識を改めて町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、佐山議員から縷々ご説明、ご提案いただきましたけれども、問題認識といたしましては、私も全く同感でございます。被災後の航空写真で今ご指摘いただいたような昔の姿がそのままこうあらわれたようなそういう状況がとくと伺えるわけでございます。やはりその辺を共通認識しながら今後の排水対策を考えていく必要があるんじゃないかというふうな点では私も全く同感でございます。やはりそういう意味では、先ほども私申し上げましたけれども、やはりこのまちづくりというのは自然発生的なまちづくりというのはある時期時代まではそれでよかったんでしょうけれども、最近のまちづくりというのは都市計画サイドと農政サイドのきちんとした調整を図った上で



のまちづくりの必要性がいかに大事なるのかというのが、この町の排水対策の問題に象徴的にこう出ているんじゃないのかなというふうにも考えるわけでございます。やはりきちんとした都市計画的な考えをベースにしながらか町全体の土地利用を図っていくというふうなことで、今後とももろもろの事業を展開していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。町長も私とそう変わらないご認識をいただいているようでございますので、大変心強うございますが、これはきちんとして把握をしていただいて、この前川から水を吐くことをこの横走りさせないように、我が山元町の水をね。これをしっかりご認識していただきたいし、これは強く指摘、ご提言を申し上げておきたいということを申し上げます。

それと、ただいまこの自然のだけでもというふうなお話、町長からご答弁ありましたが、私の母校の宮農校の校歌の中に「自然の恵み、人工の」と、やはり自然を忘れちゃいけない。自然と人工は巧みに混ぜなきゃいけない。自然を忘れて人工の、人の計画だけでやっただけで、成功するわけがない。やはり自然を生かして、さらに人の手を加える。計画的に。そういうものであって初めて成功するのではないかと私は思います。その辺を十分ご認識くださるようにご指摘申し上げておきます。

以上申し上げまして、1件目は今回1回目の排水、今後とも私もご指摘申しあげたりしていかなきゃならないと思いますが、1点目の質問は時間も時間でもありますので、まずはきょうは終わりにしておきたいと思っております。

2件目に入らせていただきます。

まず、今回町長からもご答弁いただきました。私も申し上げました。JR東日本から発表がありました。その発表をいただいて、町長、どういう感想をお持ちになったか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回、正式にこの常磐線の内陸側でのルートが決定したということでございますが、これは今町として人口流出が進んでいるというふうなことでございますので、やはりその歯どめをかけるというふうな手段としても、あるいは定住人口の確保を図る新しいまちづくりにおきまして大きく第一歩を踏み出すことができたのかなというふうなことで、大変うれしく、また、心強く思っているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。町長はそういうご感想をお持ちになった。私も大変心強くうれしいことだと、これは私もまずは同じであります。私がまず感じましたのは、やはり6号線交差しないんだなと、こういう感想が一番でした。やはり6号線交差しないんだな。私は昨年ずっと現山下駅を活用せいと申し上げましたが、少なくとも6号線を交差することはやめたらどうですかということは申し上げた。これは強く申し上げたと思っております。6号線を交差することは、やはり工期に影響する、あるいは大変だと申し上げた。それで河北新報の3月3日の新聞にはこう載っているんですよ。「修正では山元町の坂元・山下間の内陸側への移設距離を、従来の2キロから1キロにとどめた。国道6号との交差をなくし、工期短縮が図れるため、これに伴い坂元・山下両駅の新築場所も当初よりは東側にずらす」とこうなっているんですよ。JRの発表は。というか、ああ、やっぱり6号線は交差しないんだというのが私の一番最初の考えでした。

で、発表されたこれも河北の略図でどこ通るか、私ら直接JRと交渉したわけじゃありませんのでわかりませんが、何かこのような河北のこれは3月6日の新聞の切り抜き

なんですが、こういうことですか。——山のあたりが一番東に出ているんだね。上ってからは。このルート案は、このルートはこれはわかりません。直接聞いたわけでありませし、大きな地図で確認したわけではありませんので。このルートは復興計画案のJR線の議会で修正したのよりも東に行っています。私らども修正したのは、太線ということであれば賛成しますよという、反対はしませんだ、賛成しますというよりは。そういうことでの太い線を考えた。それよりもこれを見ると東だ。この線よりも、あるいは本線のもうかすんじゃないんじゃないかと思われるような線ですよ。ですから、その辺町長どのようにお考えですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。12月議会で土地利用図にお示しをさせていただきましたJR常磐線のルート、これについては今までの国道2か所でまたがるいわゆるその西側ルートだけではなくて、国道をまたがらない形の東側ルートでの検討をJRに町として改めて要請するというふうな中での幅を持たせたルートの表示、図示というふうなことでございまして、基本的な考え方として国道の東側ルートで検討をいただくための、検討を進めていくための一つの方向性というふうな理解をしていたところでございますので、あの幅、具体的に国道から何メートル幅ならいいと、いいとか悪いとかというふうなそういう幅ではなかったというふうに理解しておりますので、津波の浸水区域、いわゆるその危険区域等々の関係も踏まえ、あるいは文化財の関係等も踏まえながら、最終的に決定をしていただいたルートというふうに理解するところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。ごもっともです。ですから、議会としては修正案を加えて議会の意向も酌んでもらったのかなという気も思いもいたしましたし、私自身も絶対6号線を交差することはいけませんよと言っていた。ただ、JRの言っているのは3年と。ね。用地買収を3年と言っている。これが先ほどの切り抜きからいえば、工期の短縮を図るのであれば、2年半でやらなきゃならないんだ、本当はね。JRがちょっとおかしい。工期短縮が図れるため。最初は6号線を、町長から説明を受けていたのでは6号線を2度交差しても3年と言った。短縮が図れるなら2年半と言ってもらいたいところなんです。私ども住民としましては、「工期の短縮が図れるため」とちゃんときちんとしているわけですよ。ですから、2年半ぐらいでやってもらわないと困るわけでございます。

それはさておき、町長にお伺いします。これでJRとの協議は終わり、新しい路線、新ルート案になったということにご理解いただいているのか、これはこういうお考えでいらっしゃるのかどうかをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。JRとの関係でございますが、まだJRとは構造的な部分での協議というものもございまして、具体のやはり用地幅、線路幅、用地幅ですね。用地幅の確定に向けてのすり合わせもございまして、あるいは町とJR、あるいは県も含めてどういう形で連携なり協力をしていくかというふうな意味での何がしかのその確約、覚書というふうなものも今後必要になってくるだろうというふうに思いますので、今ご指摘いただいたそのできるだけ早いこの工事着手からの完成までの期間ですね、これなんかも含めて極力工事期間を短縮いただける方向での要請なども含めて、引き続きJRと協議を重ねていく必要があるというふうに考えてございます。

12番（佐山富崇君）はい。町長おっしゃったとおりでと思うんですが、とにかく新ルート案というのをその内陸に移設するというについては終わっておりますかということをお伺いしたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的にルートそのものには現段階ではこのルートで正式決定というふうに理解しているところでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。そういうことであれば、9月議会に同僚岩佐 豊議員が質問した際に、情報開示については政策形成過程であるから開示できないという副町長のお話がありました。終わったということを今お伺いしましたので、どうぞ当時のJ Rとの協議した内容をここで開示していただきたいというふうに思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほども申し上げましたように、ルートについては1 2月議会での経過を踏まえて幅広の意味でのルート決定というふうなことでございますので、今後用地の測量等に入る中でここからここまでというふうなきちんとした形で決めていく必要があるわけでございますので、そういうふうな意味での正式にとりあえずということになれば、ちょっと前段で申し上げた意味合いはちょっと違うんじゃないのかなというふうに思いますので、やはり正式ということになりますと、きちんとした現地の立ち入り測量等が終わった段階でないと、本当の意味での正式決定というふうにはならないんだろうと。今は大筋としてこの辺にこういう形ということでのルート決定というふうに理解するのがよろしいんじゃないのかなというふうに考えております。

1 2 番（佐山富崇君）はい。まだ終わってないとじゃあ理解していいわけですね。その辺のところを改めてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。前段申し上げましたような諸手続がございまして、いわゆるその都市計画決定をした段階でいわゆる正式決定になるのかなというふうに考えているところでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。わかりました。まだ終わっていないというふうに理解をいたしまして、改めてお伺いします。終わった時点できちっと情報の開示をして、即していただくことをお約束していただきたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。必要なタイミングで必要な情報公開はきちんと対応させていただきたいというふうに思います。

1 2 番（佐山富崇君）はい。まず、なぜこのようなことを申し上げたかと申し上げますと、J Rはあのときの質問は、岩佐 豊議員はJ Rが津波の来たところは通さないと言っているから、だから現山下駅はだめなんだよとこういうことでの話、それはJ Rが言ったんですかと。そうですか。いや、言いました。だったら、そこを見せてくださいということから始まったんですよね。ここにありますが、議事録もとっていますが、そういうことから始まった。それがまだ政策形成過程は開示できませんと副町長が答弁なされた。で、岩佐 豊議員はわかりましたということで引き下がったわけです。それはそれで結構なことだと。

うということからいったとするならば、ただ、それは今度のあれからいうと、これは復興推進課の課長からいただいた地図ですな、現山下駅は1種地と2種地の境にあるわけですよ。町長も推進課長もご案内のとおりだと思います。鉄道の上が3種地、だから2種地の3種地か。私が間違いましたね。このとおりこの緑が2種地で、この青というか灰色というか、これが3種地ですね。この先ほどのJ Rの発表なされた山下駅と坂元駅の間のはここだと。これは1種地ですよ。1種地のところを通すとしているから、J Rではね、今度は。そうでしょう。副町長、そうでしょう。これ見ていただければわかるけれども。ね、ここだから。坂元と――。ここを通す。ここ。ね。そうでしょ

う。おかしい……。〔自席で質問をお願いいたします〕の声あり〕理解してもらうためにね、議長、その辺許してもらいたい。何も暴力振るいに行ったわけでないんだから。ただ、議会質問を――今回なら本当であればこれ立派な――でも出せばいいんでしょうけれども、それできないので、ちゃんと推進課長にいただいた地図を見てもらいに行ったわけですから。議長、その辺はお許しいただかないと、一般質問するためにこういうのを持ってきてだめなことになるわけです。その辺はないでしょう。そのことでもう1回だけ。

そういうこともあるので申し上げたので、きちっと情報開示をしていただきたいというふうに思うわけでございます。普段も――それだけ私の趣旨は別に困らせたり、ちょっとこっち聞いてて見ててください。困らせたりまったりするわけでないですから、発言私聞いていませんので、副町長の。困らせたりまったりするための質問じゃありませんので、ただ、きちっと明確にしたい。きょうの質問は、用地買収後に3年で開通するとJRが言っていると、こういうことですよ。で、きょうはその確認ですよ。3年。まずもって町長が一番最初おっしゃったのは、数か月で買収は完了すると。もろもろそれも難しい、私もこれは随分食い下がりましたが、まあ、難しいんじゃないですかと申し上げました。大方の総意といたしましては、1年ということになったようでしたね。1年。すると、買収1年、工事費3年、4年です。それでお伺いするわけでございますが、1年はもうスタートしたんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。JRの方で先ほど申しましたようにこのルートとして一応のこういうふうなルートというふうな大まかなルートをお示しいただいたということでございますので、これから具体的に現場に入的过程中で先ほど言ったようなその必要な鉄道敷きの幅面積と場所というものが決まっていりますので、そういう段階から物事がスタートしていくのかなど。これまではそれに向けての準備的な段階というふうな意味合いにもある意味受け止められるというふうに思います。問題は、先ほど言ったそのそういう現地立ち入りとか用地測量とかして都市計画決定をすると。そこからいろいろ地権者の皆様と正式な用地交渉というのが始まってくるんだらうというふうに思いますので、その用地をいかにスムーズに対応できるか、ご協力いただけるかというふうなことが大きなかぎを握ってくるんだらうというふうに思いますので、都市計画決定後の速やかな対応をできるように全力投球していきたいというふうに考えているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。何かそのスタートしたんだか、しないんだか、さっぱりわからないお答えのようで、つまりは今の私の受け止め方としては、まだスタートしていませんよというふうに理解をしたんですが、それでよろしゅうございますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。どこからが正式な期間になるのかという問題については、多少グレーな部分もあるんだらうというふうに思います。今までの町内での議論、議会での議論を積み重ねてきた部分まで含めるのかですね。今回の大まかなルートではございますけれども、そういう時点からのタイミングにするのか、その辺はそれぞれ分かれるところだらうというふうに思いますけれども、少なくとも今回ルートが今回こういう形で曲がりなりにも決まったというふうなことであれば、こういう時点からのスタートということになるのかなというふうにご理解をいただければというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。今の町長のご答弁もわかりますよ。どこからスタートといってもなかなか難しいというのもわからないわけではありません。先ほどから新聞切り抜きなり何

なりをお示ししましたが、その新聞の過去の論議からいいますと、15年度には開通するというのが大体定説なんですね。今までの論調からいいますと。15年度で開通すると。確かにここで買収1年、復旧工事3年とか、これ申し上げてきましたが、被災した町民からすれば、去年の3月11日から何ぼで開通するかが目標でございまして、工事が3年とか、買収に何か月とか、そんなのは眼中にないわけですよ。だめになって鉄道来なくなってから何年も来ないなど。ああ、4年目で来たのか、5年目で来たのかというのが頭にあるだけでございまして、一日も早い復旧、一日も早く電車来と、引っ張ってけるというのが町民の願いであろうと思います。

改めて今後とも私も常磐線の復旧・復興につきましては町民のそういう願いがある限り質問をさせていただき、質疑もさせていただきたいというふうに考えております。先ほど申し上げました、さきに申し上げました15年度の開通を極力、去年の論調ではそうなっていますからね。「町の説明によると、15年度開通」と何回も出ていますよ。2回、3回出ていますからね。それを実行できるようにひとつ強く求めて、質問を終わります。

議長（阿部 均君）答弁はよろしいですね。

12番佐山富崇君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時08分 休憩

---

午前11時20分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）10番岩佐 隆君の質問を許します。10番岩佐 隆君、登壇願います。

10番（岩佐 隆君）平成24年第1回議会定例会において、大綱3件、8点にわたり一般質問をします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、千年に一度と言われる地震と津波により、617名のかげがえのない生命、2,217世帯の全壊、大規模半壊534棟の住宅、そして美しいふるさと山元町の姿を奪いました。あれから早いもので2日で1年目を迎えます。しかし、瓦れきは見えなくなってきましたが、被災された皆様は仮設住宅等で大変な思いをして日々の生活を送っています。その中で、被災者の生活再建支援や本町の震災から復旧・復興をどのように早急に進めていくのか、問題も山積していると思います。特に、今後復興計画を進める中で179事業と言われる事業を進めていかなければなりません。山元町震災復興計画を推進するには約3,600億以上と言われる財政が必要とされております。今回の議会定例会でも提案されている町長趣旨説明にもありますように、復旧・復興にかかる投資的事業は最優先に取り組まなければならないものがあり、その財政需要総額は巨額と見込まれ、長期にわたり厳しい財政運営が想定されるとあります。

一方では、国の第3次補正予算において、通常の地方交付税と別枠の震災復興特別交付税が創設されたことにより、震災復旧・復興事業の当面の財源確保は一定の見通しがついたと言われております。しかし、3月2日の復興庁が通知した東日本震災の被災自

治体に対する復興交付金の第1回配分額を見ても、県全体の交付率が57パーセントにとどまり、要求額を大幅に削られるケースが相次ぎ、本町においても112億円の要求額に対して47億8,000万円と42.7パーセントの交付率でした。これからも事業費を調整しながら復興交付金の要求をしていくものと思います。今回の要求については、緊急性の高い事業、災害公営住宅整備や防災集団移転、下水道整備などが要求されてきたものではないかと思います。やはりスピード感を持った復興事業を進めていくためには、復興財源をいかに早く裏づけとして担保していくかが大きな復興・復旧の鍵になると思います。

また、基幹事業に認められない事業や総合計画と位置づけられている復興計画の中での政策的経費や経常的経費の財源確保も、大震災による税収の落ち込む中で一般財源の確保と合わせて厳しい財政運営をしていかなければなりません。そこで、復興事業を早急に進めていくためには国の復興交付金や地方交付税などの財源措置は必要不可欠ですので、国に対しての要求や財源措置についての働きかけを行い、復興のための財源確保をすべきと思います。

一方では、本町においても財政においても計画的に長期的な復興を考える中で、失われた課税客体をふやし、自主財源確保を図りながら、財政の裏づけをもとに本町のまちづくりを進めていく必要があると思います。そこで、大綱1件目の財政について、3点についてお伺いします。

1点目、自主財源確保対策。

2点目、財政運営と財政計画。

3点目、財政課題と対策。

以上、3点についてお伺いします。

次に、大綱2件目の企業会計について、2点お伺いします。

東日本大震災から復旧・復興をなし遂げるために、早急な上下水道のライフラインの復旧・復興は欠かせないものがあります。上水道は約1年前の震災時は水がなく、井戸水や山水、給水車から水をもらったりと、あのときほど水道水のありがたさを実感したことがありませんでした。復旧が進み、また当たり前のように水道の蛇口から水が出るようになりました。これからの本復旧や市街地の形成やイチゴ団地等により、水道事業の資本的支出もかさみ、加えて受益者の人数も減り、経営的にも大変な状況にあると思われれます。また、下水道も本管のゆがみ、亀裂や農集排や公共下水道の浄化センターの流出により、大きな被害を受けました。現在も管の流れの悪いところはバキュームカーでくみ取ったり、牛橋の浄化センターでも委託された業者による管理もされていると思いますが、いまだに川には色が変わった帯状に流れている現状にあります。

下水道事業についても受益者が震災で人数が少なくなり、復興・復旧することにより事業費も増大することになります。上下水道とともに復旧に対しての事業については国が事業費を出していただくことになるとは思いますが、受益者数が減ることによる収益の大幅な減、これからの管路の耐震化や更新事業を進め、緊急時のバックアップ体制の整備を考えますと、経営的に今後厳しい状況になると思われれます。そこで、大綱2件目の企業会計について、2点について伺います。

1点目、復興・復旧事業の見通しと今後の対応について。

2. 企業経営健全化に向けた対応策について。

以上、2点について伺います。

次に、大綱3件目の教育環境の確保について、3点についてお伺いします。

本町の7つの小中学校も震災で山下第二小学校、中浜小学校が大きな被害を受け、学校現場での教育が困難になり、山下第二小学校は山下小学校で、中浜小学校は坂元小学校に併設して勉強している状況にあります。児童生徒も23年3月1日時点で1,121名で、現在は995名で126名減少しています。通学状況を見ても、995名のうち町外から通学している生徒が60名おり、仮設住宅から通学している生徒数も228名にも上っております。震災で被害を受けた学校施設を学区の再編とともに整合性があると思いますが、復旧を急ぎ、教育機会の確保に努め、経済的にも就学困難な児童生徒に対する奨学資金貸付の拡充等や通学困難な児童に対する交通手段の確保を図るなどの安心して就学できる環境を整えていくべきと思います。

また、震災を経験して直接住宅を流されたり、家もなく、家族も亡くなったりしている児童生徒もいると聞いております。そのような児童生徒にもスクールカウンセラーなどの専門職の派遣により児童生徒の心のケアにきめ細かく対応するとともに、被災地区の学校を中心に教職員などの人的体制を強化し、生徒指導、進路指導、教育相談の充実に努めていくべきと思っております。大綱3件目の教育環境の確保について、3点についてお伺いします。

1点目、学校等施設の復旧と学区について。

2点目、被災児童生徒の就学支援と心のケア。

3点目、人的体制の整備について。

以上、大綱3件にわたり8点についての一般質問とさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐 隆議員のご質問にお答えいたします。

具体的なお答えをする前にあらかじめお断りとお断りをさせていただきたいというふうに思います。議員から事前に通告にありました大綱3点については、質問の趣旨が漠然とした内容でございまして、不明な点もありましたので、町政上の論点、争点を明確にした形での答弁にならない点もあるかと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。また、執行部といたしましては、議会基本条例にもうたわれている趣旨に沿って、本会議での議論を高めるため、通告に基づく質問への答弁要旨をあらかじめ議員各位に配布し、一問一答形式のための資料として活用いただくよう努めているところでございます。一方、議員各位にも一般質問等の通告に当たりましては、その論点や争点を明らかにするようお願いしてきたところでございます。どうか岩佐議員におかれましては、過般の12月定例議会同様に、今後はできるだけ論点や争点を明らかにした形での通告をしていただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。答弁に入らせていただきたいと思いますというふうに思います。

大綱第1. 財政についての1点目、自主財源確保対策についてですが、自主財源の安定確保は行政行動の実勢と安定性を確保する上で大変重要な要素となっております。しかしながら、本町は今回の大震災により町の半分にあたる浜通りの地域が津波によって飲み込まれるなど、公共施設の被害はもとより、家屋被害は4,000棟を超える壊滅的な被害を受けたため、本町の自主財源の柱である町税は平成22年度当初予算と比較すると4億3,000万の減と大幅な減収となっております。この大震災による大きな

減収は今後数年は回復する見通しが立たないことから、大変危惧される状況であり、町の早期の復旧・復興が重要な課題であると認識しております。

次に、2点目の財政運営と財政計画についてですが、財政運営の見通しについては現在震災復興交付金事業に該当する事業については新たな地方負担を伴うことなく一定の財源確保がされる見通しであります。しかしながら、総合計画でもある震災復興計画を実現する上で、この復興交付金事業に該当しない事業等の実施に向けた一般財源の確保が厳しい情勢にあると考えております。したがって、これらの財政運営に当たっては、事業の優先順位の見きわめを行うとともに、経常経費等のさらなる見直し等も必要と考えております。

また、町の復興を図りつつ、一方で健全な財政運営も図っていくためには、当然ながら中長期の財政計画を立案する必要があります。しかしながら、現時点においては震災復興計画における基本構想を具現化する各行動計画の詰めを平成24年度の調査事業等で行っていく方針でありますので、これらの事業量の把握などができた段階で中長期の財政計画を策定してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の財政の課題と対策についてですが、まず、自主財源である町税の課税客体をいかに早く回復させるかが大変重要な課題であると考えております。その対策としては、個人資産や企業資産などの再建誘導施策や事業をいかに効果的かつ集中的に展開するかがかぎであると考えております。しかしながら、一方で住宅を失った被災者の生活再建が最優先課題でありますので、この直接的な財源確保対策には結びつかない災害公営住宅建設事業等を最優先としなければならない事情もあります。事業の展開に当たっては、まず被災者の生活再建対策を優先しつつ、課税客体の回復をも同時に図れるよう、新市街地形成のための土地区画整理事業、農林水産業や商工業の再生事業、道路・上下水道などの生活インフラの復旧事業など、投資的事業をスピード感を持って展開することが必要であると考えております。

次に、大綱第2. 企業会計についての1点目、復興・復旧事業の見通しと今後の対応についてですが、上下水道の復旧につきましては、被災した水道施設に関する国の災害査定がおおむね終了したことから、今後は仮設状態にある水道管や橋梁に添架している水管橋の本格復旧工事に着手し、平成25年3月までの完了を見込んでおります。また、復興事業としましては、安全で安定的な水の提供を図るため、自己水源施設の水道構造物耐震化工事や石綿セメント管並びに老朽管の更新工事を実施してまいります。なお、新たに形成する市街地に布設する上水道については、区画整理事業並びに防災集団移転事業などの面開発事業とあわせて整備していくこととしております。

次に、下水道の復旧については、国の災害査定は既に終了しており、被災した流れの悪い下水管の敷設がえ工事や汚水の終末処理場である山元浄化センター及び上平農業集落排水処理場の本格復旧に着手し、平成25年3月までの完了を見込んでおります。また、下水道復興事業については、上平農業集落排水処理場の敷地内に汚泥軽量化を図る脱水装置を設置するとともに、新たに形成する市街地に敷設する下水道については、上水道と並行し整備してまいります。なお、上下水道事業ともに横浜市水道局と環境創造局からの技術的な支援体制も整ってきましたことから、より迅速な復旧・復興を進めてまいります。

次に、2点目、企業経営健全化に向けた対応策についてですが、今回の震災による上



水道施設の被害額は、水道施設では約2億8,000万、下水道施設では終末処理施設を中心に津波による被害が大きかったことから約45億8,000万円となりました。これらの復旧については国の施策により国庫補助金や一般会計繰出金の大幅な充実強化が図られることとなったことから、企業経営に直接的な影響を及ぼすものではないと考えております。しかしながら、人口減少と大口受給者の減少により、水道及び下水道の料金収入は震災前と比較しますと4割前後の減収となっている状況にあります。この料金収入の減収対策として、平成23年度は国の財政措置に基づく震災減収対策企業債を水道事業会計で約1億1,500万、下水道事業会計で約2,700万を発行し財源に充て、料金改定に影響を及ぼさない企業運営を行っております。

また、費用抑制面として、水道事業においては仙南仙塩広域水道に支払う受水費について、宮城県企業局との協議により責任水量に対する不足分を支払う規定を当面は適用されない見通しとなったことから、今後自己水源との配分調整を行い、受水費の負担抑制を図ってまいります。下水道事業については、被災した沿岸部の下水道区域を見直し、コンパクトな区域とするとともに、水道事業と下水道事業とで震災により中断となっている包括的業務委託の検討を再開し、その実現による費用の抑制を図ってまいりたいと考えております。

これらの費用抑制策に取り組んでいく一方、公営企業の運営にはやはり料金収入減の部分が大きく影響していくこととなるため、今後の人口推移等を的確に把握しながら、引き続き企業経営の健全化に向け努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）3件目、教育環境の確保について、教育長森 憲一君、答弁願います。

教育長（森 憲一君）はい。岩佐 隆議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育環境の確保についての1点目の学校等施設の復旧と学区についてですが、各小中学校の災害復旧の状況は、津波で被災した中浜小学校と山下第二小学校を除き、現在国の災害査定を受けながら校舎や屋内運動場等の災害復旧工事を進めてきております。また、坂元小学校のプールなど被害状況が著しい施設等については、復旧工法の慎重な判断が求められることなどから、さらなる精査を行っているところです。

一方、学区については、震災前に見込んでいた児童生徒数より126名減少している現状にあることから、今後の見直しや復興に向けたまちづくりの方向性を踏まえるとともに、平成24年4月に設置する山元町小中学校教育環境整備検討委員会からの報告内容を十分考慮しながら、適切な見直し等を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、被災児童生徒の就学支援と心のケアについてですが、経済的な支援としての被災児童生徒就学援助制度に加え、遠距離児童生徒通学費補助事業を創設し、被災された保護者の方々への負担軽減を図ってきているところです。また、昨年4月25日の学校再開後、宮城県教育委員会を初め他県からの心温まる協力を得て心のケアに取り組み、子どもたちの心身の健康維持に努めておりますが、住みなれない場所での生活の長期化や遠距離通学を行うことによる心身の負担は相当大きいと認識しているところです。このため、各小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒に対するカウンセリングや教職員、保護者等を対象にした助言や支援を行うなど、学校生活での心の安定に向けた相談支援体制の充実に取り組んできております。特に、子どもが災害等に遭遇し、強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害になることも

考えられるため、子どもの心のケアは重要な課題であると受け止め、学校における危機管理の一環として継続した心のケアに努めてまいります。

次に、3点目、人的体制の整備についてですが、児童の安全確保等を最優先に取り組むため、PTAや学校関係者等の理解と協力のもと、津波で被災した小学校を丘通りの小学校に併設させ、教育活動を展開してきているところです。特に小規模校である中浜小学校では、坂元小学校との合同授業、つまり一つの教室に2人の教員を配置する形態をとり、震災後における子どもたちの状況を踏まえたよりきめ細かな指導ができるよう配慮しているところです。なお、教職員の配置基準については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律により定められておりますが、今回の震災を受けた東日本大震災における教職員定数加配という宮城県教育委員会の独自の取り組みに呼応した結果、山元町においては14名の教職員が増員されるなど、被災状況等を考慮した指導体制が整備されたところです。今後も被災した子どもたち一人一人の実情を考慮し、教育環境をさらに改善できるよう、教職員定数加配制度等を継続して取り入れるなどの工夫に努めてまいります。

私からは以上でございます。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午前11時49分 休憩

---

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）10番岩佐 隆君の質問を許します。

10番（岩佐 隆君）はい。前段で町長から一般質問についての考え方についての反対に質問ございましたので、それについて若干私の方からお話ししたいと思います。

一般質問については、議員が町の行政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信を表明するものでありますので、これについては議長の許可を得て議運委員会を経て質問をしていると、そういうことでございます。きちっとその辺も理解していただきながら、答弁の内容を精査して答弁書をつくっていただくようお願いしたい。また、基本条例についての趣旨のお話ございましたけれども、一問一答のこの6条の1項については一問一答の趣旨について書いてある部分でございます。それをお話しするのであれば、基本条例の中身よく見ていただいて、7条関係の政策形成過程の資料、こういう部分についても今後議会に対して提出するようにお願いをしたいと思います。前段の部分については以上でございます。

あと、質問の中で出ていました財政について、これ自主財源の確保についてでございます。これにつきましては大分先ほどの答弁の中で出てきましたように、4億3,000万の町税が減になっていると。そういう部分で、実際に課税客体が減っているという部分での答弁もございましたけれども、この4億3,000万の中身的には町税が主だというお話ですけれども、具体的にこの今回の自主財源と言われる部分、それについてお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。自主財源の構成といたしましては、今ご指摘のありましたその固定資

産税がどうしても大きなウェイトを占めるわけでございますけれども、そのほかの財源構成といたしましては地方交付税がございますし、あるいは各種の財政調整基金ですね。あるいは、投資的事業に充当される地方債なども一部包含されるというふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。もっとたくさんあると思うんですけども、実際にこの自主財源と言われる部分で4億3,000万が少なくなっていると。その中で今回復興関係のいろいろなお金も入ってきたりして、実際に4億3,000万減っても今回収支バランスとりながら予算を組むと、そういう形にはなっていると思うんですけども、実際にこの減ったことについて、一応町長の趣旨説明の中にも書いてあるんですけども、どうお考えになるのか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的には提案理由の説明の中でもご披露させていただいた部分、そしてまた、きのう菊地八朗議員にもお答えしているところでございますけれども、今可能な限り自主財源を苦しい状況の中ではございますけれども確保していく努力、手だてを講じていかなくちやないというふうなことでございますし、また、いかにこの投資的な事業を個々の展開していくのか。そういう中で、例えばこの固定資産税の回復に寄与するこの土地区画整理事業なんかあるわけでございますけれども、いわゆるその土地をできるだけ分譲をする形であれば固定資産税は期待できるわけでございますので、そういう部分をできるだけ考慮した区画整理事業とか、あるいは競争力のある最先端の技術を持つ企業の誘致でございますし、被災した町内企業の再生とかですね。あるいは、この基幹産業である農業の6次産業化の取り組み、こうしたものを通じまして、できるだけ早い時期にこの固定資産税等の町税収入の確保を図るようにしていくことが肝要かなというふうに考えておるところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今、町長からご答弁いただいたように、町民税とあとは固定資産税が大体今回の8億5,500万ですか、その町税の中で大きな自主財源の役割を多分果たしていると思うんですけども、それで今の答弁の中で出てきたように、固定資産の税をたくさんその税収としていただくと。また、町民税を入れていただくように、早くこの町長が提案しているコンパクトシティーの中に入れていただくと。そういう形をつくっていく必要があると思うんですけども、そこであくまでもやはり自主財源を確保するためにはやはり人が住む、あるいは早く宅地をもうつくってやる。あるいは、それに対応して企業を誘致する。あるいは、商業地区をつくってやる。あるいは、事業者を育成すると、そういう形でいろいろ複合的な形の自主財源の確保、特に町長が提案しているコンパクトシティーの中で実際にどういう形のまちづくりをしていくのか、そのところをきちっとやはり私は方向性として考えていくべきだと思うんですけども、区画整理の中で実際にどういう方向で考えていくのか、お伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今ご指摘のように、早くやはり町民の皆様に姿が見えると、先がこう見えるというふうなこういう対応が町としても大変大事な問題であるというふうに理解してございます。ただ、これにつきましてはやはり一定のこの時間軸の中で考えていかなくちやない部分でもございますので、基本的には先ほどの排水対策もしっかりでございますけれども、24年度事業の中において今後のその面開発なんかも含めて基本的な方向性をしっかりと形づくっていく、そういう時期、タイミングになるというふうなことでございますので、今のご指摘も踏まえながらできるだけ早い時期にこんな新しい市街

地ができるんだなというふうなものをお示ししてまいりたいなというふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい。その辺が見えてこない、なかなか集団移転、町営住宅、復興住宅の中で住宅をつくる、あるいは集団移転でそこに土地区画をして住宅を張りつける。ただ、全体像がなかなか見えてこない、市街地を形成する中でせっかくコンパクトシティーと打ち出した中で、やはり見えてこないとなかなか人が集団移転でお住みになる皆さんは皆さんとしていいんですけれども、あるいは公営住宅に入る皆さんもいるんですけれども、ただ、市街地と考えたときに、やはりもっと広く、今私がお話ししたように商業地区であったり、あるいは経営者が入れるような形や事業者が入れるような形のそういった市街地を形成するために、今回の復興の交付金の中で具体には対応できないと思うんですけれども、その辺はどうなのかね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。確かに面開発の中で全体としてのその面開発の中でどこを具体的にどういうふうな形での土地利用をするのかというふうな方向性を早くお示しをしないと、そこに進出なり参入したい事業者なり事業者の方もなかなか計画が立たないというふうな部分があったりしますので、これは公営住宅なり住宅地の整備も含めて、できるだけ早い機会にパーツといいますか、その模型といいますか、そんなものを含めていわゆる青写真のものを可能な限り早めにこうご提供しながら、山元町に町外からも関心を持っていろいろ検討してもらえようというふうな方向性で臨んでまいりたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。町長が今お話しした中で出てきている考え方、そういう形で進むべきだと思います。私も住みたい地域をどういうふうに住民の皆さんなり、あるいは町外からの皆さんに地域づくりをどういう形で提案しながら誘導していくか、それが私は先ほど前段でお話しした自主財源の確保、住宅をつくったり、あるいはそういった商業地域入れたり、あるいはそこで事業者あるいは人口増につなげて、それが自主財源の確保に将来つながっていくものと考えるところでございますので、このコンパクトシティー、実際には市街地として機能を果たせるような考え方でつくるようにすべきだと思いますので、もう一度お願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。やはり新しい市街地、3か所を中心としたところの市街地整備、とりわけ新しいこの駅を中心とした市街地整備の中ではよりコンパクトなまちづくりを基本的な考え方に据えながら、住む人にとってもいいし、あるいはそこに住む方々へのそのいろんなサービスを提供してくださる事業者なり事業者の方々にとっても魅力のあるまちづくりをぜひともやっていかなければならないというふうに考えておりますので、町内の英知をそこに結集しながら、できるだけ早い機会に具体像をお示しできるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、2点目の財政運営と財政計画について、これについて移りたいと思います。

同僚議員への答弁の中で出てきておりますのは、実際になかなかこの時点で財政計画、きちっとお出しすることができないというご答弁をいただきました。それで、前段で今回の復興計画の全体の事業費179事業、我々は復興計画の事業の中でお示ししていただいたのは3,600億というお話ですけれども、何日か前の新聞に3,500億、そういう形で程度とそういうお話出ましたけれども、これ実際にどういう形の考え方でこ

の数字が出てくるのか、その辺についてまず最初に前段でお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。179事業につきましては、12月議会でもいろいろとご説明させていただいたわけですが、今回の復興構想の中での行動計画というふうなことで、向こう8年間に展開される予定のこれは町の事業だけでなく町内で国、県等の事業を含めた総事業費としておおむね3,600億程度というふうなことでのいわゆる積み上げた数字でございますので、現段階での把握している金額というふうなことで、多少これを年次的にこう精査していく中で若干の総額事業費の変更、訂正があり得るのかなというふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい。単純にこの数字の何ていうか、違いを聞いておりますので、今まで復興計画の中で3,600億、今度一応3,500億程度、程度だから100億くらいそのまま程度なのかどうかね。

町長（齋藤俊夫君）はい。少なくとも議会にお話ししてきた3,600億というのが現段階での把握している数字というふうにご理解いただきたいというふうに思いますが。

10番（岩佐 隆君）はい。再生の針路ということで、町長がこれいい男に写っているちょっと新聞あったんですけども、これに一応3,500億程度ということで書いてあったので、その辺の数字が100億がどういう違いなのかということをお聞きしたんです。町長が多分これお話ししていると思うんですけども。

町長（齋藤俊夫君）はい。新聞記事につきましては、取材時にちょっと数字を正確なところを確認しないでお話ししたのかもしれませんが。今手元にある確認できる数字としては3,600億程度というふうなことでご理解をいただきたいというふうに思いますが。

10番（岩佐 隆君）はい。100億といたら結構大きな数字なので、新聞記者にお話しするときには、新聞記者が勝手に間違っ書いて書いたのかどうか分からないですけども、きちっとやはり数字については間違いないようにすべきだと思いますので、それについてはご注意くださいというふうにお願いしたいと思います。

それで、今3,600億とそういうお話だったので、これについても先ほどの前段の話の中で出てきた全体の財政計画、そしてこれからの財政をどういう形で考えていくかという形で考えますと、財政運営、財政計画をどういう形で考えていくかという、町全体の財政のあり方の中で復興計画が出てきて、その財政需要が間違いなく出てくると。そして、一般会計のそういった財政運営も出てくるということでございます。それが全体の山元町の財政運営なり財政計画につながってくるものと思っております。それで、この先ほどお話しした復興交付金の第1回の配分について、これについて47.8億、112億の47.8億で42.7パーセント、これについては復興課長からの前段の答弁で、あくまでも調査するとか、計画性の高い部分のそれについて今回交付金として交付になったんだよというお話だったんですけども、それについてもう一回お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の1回目の申請に基づく交付の内示というふうなことにしましては、事業そのものが頭からこう査定されたということではなくて、事業の内容の熟度を少し精査、査定されたというふうなことでございますので、今後各種事業についての熟度、精度を高める中で、これから2回目、3回目の申請の機会に一定の財源確保というふうなことになるというふうに理解をしているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今お話がありました計画の熟度ですけども、基本的に例えば112

億円一応要望して42パーセントという形になりますと、全体ではお話の中ではきちっとあと国から交付金として3月なりあるいは6月で全体の事業を認めてもらいながら進むんだよというお話は聞いておりますし、我々もそう理解するわけですがけれども、ただ、やはり緊急性の高い部分について今まで議論あったように、やはり早く熟度を上げながら事業を進め、そして交付金をいただくような形にしていけないと、次々遅れるような形になってきはしないかと。そういう部分は非常に懸念されますので、それについての何か方策とか、あるいは実際に国に対しての交付申請の中での考え方が早くそういった認めてもらうような考え方がおありであれば、お尋ねしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはいろいろ新聞、テレビ等でも言われていますように、被災地の立場に立った復興サイドのその認識と申しますか、査定ですね。こういう一定の配慮がほしいなというふうな部分もございますし、また、具体のこの事業を推進するに当たりましては、やはりかねがねご説明していますように、これを円滑に執行できるマンパワーですね。体制の整備というようなことにかかっているというふうに思っております。せっかく手厚い財源措置があっても、それをうまく山元町として執行できるその体制が整ってなければ、なかなか予定しているような諸事業をスムーズな形での展開厳しくなるのかなというふうなことがございますので、これは引き続き議会の皆様のご理解をいただきながら、全国の自治体のさらなる応援というようなことを県なり国の方にもさらに要請していきたいなというふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい。非常にこう復旧・復興には多額の資金を要すると。そういう部分では、やはり今町長がおっしゃったように、やはり事業の熟度を上げながら早く交付金がもらえるような形で復興事業についてはやはり考えていかなければならないと思うんですよ。そうすることによって、全体の事業の前倒しをします。そういう部分が一つあって、また、全体の財政運営の中でも通常的な部分なり、あるいは経常的な経費とかバランスをとりながら、通常的一般会計部分とこの復興事業とバランスをとりながら、この財政運営をしなくてだめだと思うんですけども、その辺についてはどうなのか、お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の財政運営の中では従来この平常時における行政課題、需要に対応する財政運営と、一方ではこの復旧・復興を優先とした復興事業絡みの財政運営と、ご指摘のように2本立てで展開していく必要があるだろうというふうに思っております。平常時における課題解決につきましては、先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたように、事業の優先順位の見きわめをもうしっかりと行う中で、経常経費等のさらなる見直しを図りながら財源の確保をしていく必要があるだろうというふうに思っておりますし、復旧・復興関係につきましてはご案内のとおり国の方の手厚い支援内容というふうなことがございますので、町の持ち出しというのは事業費が膨大なものになる割には比較的少ない割合と。12月の段階でもちょっと触れさせていただいたと思いますが、全体の事業費、町の事業費の約1.5パーセント程度の負担の割合というふうなことになりますので、その辺についての中長期的な見通しを立てながらやっていく必要があるのかなというふうに理解しているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。全体の財政運営につきましては、やはり厳しいという認識は私も持っていますし、町長も持っているということでございますので、早くこの財政計画をつくりながら、将来どういう形でこの8年間というのは難しければ5年でもいいですけども、きちっとやはりその中で一般財源、自主財源あるいは収入支出、また、復興の財

源の手当て、あるいは全体の事業、それをきちっとやはりつくりながら財政計画をつくり、その上で事業を進めると、そういう形にしていくのが本来の考え方だと思いますので、まだまだ計画はつくれない部分はあるにしても、やはりつくる努力をしながら、実際に事業を並行して進めていくと、そういうことで考えていかなければならないと思っていますので、その辺についてご答弁いただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。中長期的な財政計画の必要性、これはそのとおりでございますので、速やかな形で立案をして、議会なり町民の皆様にも我が町の財政運営こういうふうな形で推移するというようなことを共通理解しながらまちづくりを展開する必要があるというふうに思っております。ちなみに、まだ新年度予算の数値を反映したものはこれからの段階ということでございますけれども、少なくとも22年度のその……、済みません、23年度ですか。23年度までのこの財政運営の中では、これまでのいわゆる集中改革を中心とした相当なスリム化が功を奏している部分でございますので、やはりその町の借金に当たるところのいわゆる起債の償還のベースですね。これはピークを過ぎております。20年をピークに徐々に減ってきておりますので、その辺もにらみながら、今後改めて策定する地域計画の中でもより健全性を保てるような計画になるように努めてまいりたいなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。次に、財政の課題と対策についてお伺いします。

今、1点目、2点目でお話しした内容をきちっと掌握しながらこの3点目の財政の課題と対応についてということでお話しさせていただきますと、非常にこの財政的には一般会計上非常に今回も財調で5億5,000万ほどの繰り入れをしながら今回収支バランスをとっていると、そういう状況でございますけれども、こういう形で何年間か財調を取り崩しながら、復興財源は先ほど町長がお話のように国から来るお金ですけれども、経常経費あるいは総合計画に位置づけるような復興促進事業、認められる部分と認められない部分があるので、そういうことを考えながらやはり収支バランスをとった財政計画の中で考えていかなくてだめだと思わんですけれども、財政の課題と対策として実際にこの財政調整基金が今年度繰り越し5億5,000万、これは同じような形で取り崩しながら財政運営していけるのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も就任してから2年ということでございますが、少なくともここ数年来の財政運営の中では一定の財政調整期金をうまく活用しながらの財政運営に努めてきたところでございまして、今の基金の残高ベースをうまく活用していけば、ここ数年の財政運営というのは一定の見通しが立てられるのかなというふうな思いでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。前どのくらい財調から繰り入れ、そして繰り戻しになるかという部分があると思うんですけれども、ただ、通常考えたときに、4億3,000万先ほど自主財源として減収していると。そして、財政需要があるということで、基金の繰り入れをしていくと。そうすると、多分この繰り出し、繰り入れ考えると、何年か後にはこの財調のその基金自体枯渇すると思うんですよ。そのときにどういうふうに財政運営ができるのか、そこを十分に今から私は課題としてとらえて考えていかなければならないと思うんですけれども、その部分でほら政策的な部分なり、あるいは経常経費、どう考えていくのかね。

町長（齋藤俊夫君）はい。もちろん財政運営、財政調整基金だけに依存するわけにもいきませんので、先ほどの固定資産税を初めとする自主財源、やはりその中でもどうしても大きい

のは固定資産税でございますので、固定資産税の収入が上がるような施策の展開なり、先ほど申しました新市街地整備のためのこの区画整理事業ですね、これをやはり公営住宅としてということになると、その割合が大きければそこから固定資産税を期待するというのはちょっと期待できないわけでございますので、分譲というふうな形も一定程度確保できればというふうな思いもございますし、繰り返しになりますけれども、産業の振興、活性化というふうなものをある意味先を見据えた投資的な事業を展開をしながら、固定資産税が一定期間大きな減収減になるというふうなことも踏まえながら、その期間を少しでも早く前倒しでカバーできるようなそういう展開が求められるのかなというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。なかなか今前段で議論した部分で、やはりコンパクトシティでそこに固定資産税、宅地を導入して固定資産税の収入を得るという形になると、年数がかかるわけですね。例えば2年、3年、4年という形でかかってきますので、それとやはり課題並行してやはり自分たちの自主的な努力も私は必要だと思うんですよ。22年以前にあったように、行財政の改革ね。実際に復興事業の中でお金はどんどん出てきているんですけども、その中でもこれからやはり将来考えたときに、何年間かは自分たちの努力をしながらやはり自主財源の確保につながるまでの間はやはり行政の中で行政改革をし、あるいは財政の基本的に見直しをしながら、やはり歳出を抑えていくと、経常経費の歳出を抑える。あるいは、今度どうしても復興事業を進めていく間に、維持管理等でお金がかかる、施設等にお金がかかる部分も出てくると思うんですよ。そういった課題もあるので、やはりこれから財政運営の中ではやはり十分にいろいろな部分の考えを出していただいて、それに対応するようなそういった考え方を持っていくと。その必要性が私はあると思いますね。ですので、財政調整基金もいつまでもあるわけでないのですね。枯渇する部分もあるし、あるいは今お話ししたように、すぐにコンパクトシティの中で宅地が張りついて、そしてどんどん収入が上がってくるような形にもつながっていく部分とできない部分もあるし、あるいは維持管理の部分でお金かかってくるという歳出の部分もあるしね。そういうことを総合した中でやはり課題としてとらえて、これからどういうふうに財政を運営させていくのか、先ほどの財政計画とあわせてやはり町長自身が方針を打ち出すという形が私は一番いいのかなと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今我々に求められているのは、大きな復旧・復興に向けた取り組み、財政運営というふうなことでございますし、一方ではやはり必要な行政改革の視点もこれをきちんと踏まえた対応というふうなことでございます。ただ、やはりこういう大震災の後でございますので、単に復旧ということではなくて、やはりこの機会でないといけない、やはり新しい発想なり、新しいその価値観の中でまちづくりをする必要があるというふうにも思いますので、一定の期間減収すると、固定資産税を中心として減収するというふうな部分については、先ほど言ったようにやはりいい形でのそれを早めにカバーできるような、減少をカバーできるような投資も一方でしていかななくちゃいけないというふうなことだろうというふうに思いますので、そのスリム化と投資のバランスをいかにこうとりながらやっていったらいいのかということに留意しながら、財政運営に当たってまいりたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。次に、大綱2件目の企業会計について、先ほどご答弁あった中で、大



分復旧・復興に向けていろいろな事業を展開をして今進んでいる現状にあると、そういうお話でございますけれども、この浄化センターの部分で先ほどご答弁あった中で、実際にどういう経過をたどりながらこれから全体の浄化センターの事業を展開するのかね。特に牛橋の関係で結構ですので。

町長（齋藤俊夫君）はい。牛橋の浄化センターの対応につきましては、担当の上下水道課長の方から説明をさせていただきたいというふうに思います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。山元浄化センターのあの応急復旧状況でございますが、日本下水道事業団に委託しております。今月末には東北電力の方から仮起電を行います。4月に現在発電機で汚水ポンプで汲み上げておりますが、これは電力の方に切りかえる予定でございます。それで、4月中旬からは、汚泥槽の3系列に凝集剤の注入装置を設置しまして、5月の中ごろから汚水を浮遊物の沈殿凝集を行いまして、そして固形塩素剤で消毒し、放流するような形の応急復旧を考えております。そして、6月から8月にかけて、3系列に曝気装置、空気を送る装置でございますが、これをつけまして、あとは汚泥かき寄せ機を設置しまして、8月下旬には3系列が仮復旧するような形になっております。その後、1系列、2系列を順次復旧していきまして、3月末には完全復旧というふうな形で現在計画を立てております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。これからの体制として、実際に農集排、実際に今回の牛橋の浄化センターも、そして農集排もそうですけれども、体制とすれば受益者なり、あるいはこれ受益の拡大の中で今回こういった形で今回の復旧・復興を考えていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。もう少しかみ砕いてご質問いただきたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。今話したのは、復旧・復興で事業を進めていく部分では進めていくと思うんですけれども、ただ、実際に中浜も、あるいは中浜と――ですかね、浄化センターなくなったので、それを集約させてあの地域がなくなったので廃止させるという形の計画だと思うんですけれども、例えば上平とか、あるいは坂元の部分、農集排ありますよね。それを拡充するような形で受益者をふやすような形でいくのか、それとも牛橋の浄化センターも今度は市街地の部分でそれを復旧するための考え方として、浄化センターを受益を拡大するような形でいくのか、その辺の方向性をお聞きしたかったわけでございます。

町長（齋藤俊夫君）はい。コンパクトなまちづくりというふうなことが基本になるわけですので、受益地を拡大ということではなくて、今回の被災を踏まえたまちづくりをする中でやはり上下水道も含めて全体として行政経営の負担なりが大きくなるように、できるだけ少なくすると、あるいは効率的な経営というふうなことも必要でございますので、基本的にはそういうふうな方向性でこの上下水道含めて町政全体として取り組んでいかなくちやないのかなというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、企業会計の中で2点目の企業経営健全化に向けた対応策、これについて移りたいと思います。

大分今回の震災で、先ほどの答弁でもいただいたように、4割前後の減収という形で、ただ、震災減収対策企業債を使って一応会計上は処理をしていると、そういう形でございますので、料金改定には至らないということなんですけれども、これ震災減収対策企業債というこの企業債は、どういう形のものなのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。制度の具体的な内容でございますので、上下水道課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。震災減収対策債でございますが、今回の大震災によりまして上下水道料金の減免、または事業の中止等によりまして資金不足が発生または拡大すると見込まれる団体につきましては、この資金手当のために公営企業債が発行できるというふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。あくまでも制度的にはこれ復興交付金みたいな形でもらえるお金ではなく、あくまでもお借りをします。そういったお金だという形で考えていいのかな。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。これは起債でございますので、一時借入れしまして、あとは利子補給分につきましては一般会計からの特別交付税による措置が講ぜられる形になっております。2分の1分ですね。利子補給の2分の1分が一般会計からの特別交付税の措置が講じられるというふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。あくまでもこの制度事業の1億1,500万と2,700万については、あくまでも借入れをします。ただ、利子補給で2分の1補てんされると。そういう形でいいんですね。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。議員おっしゃるとおりでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。そうすると、会計上では一時、一応運営的にはできるんですけども、ただ、これから答弁書でも出ているように、人口減になったり、大口事業者が減っていると。会計上は水道会計も下水道会計も大変な状況になるのではないかなと思うんですけども、その辺についてはどうなるのかな。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに大きな被災の中で利用者、人口減による利用者の減というふうなことは避けられない状況でございますので、そういうふうな傾向にはなるというふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。数字自体見ると、水道料金で一応38パーセントの減、そして下水道料金で42.9パーセントの減ということでございますので、大口事業者でどのくらいの状況で今回震災で大口事業者がだめになっているのか、その辺件数と金額だけでも結構ですからお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。大口事業者の関係につきましては、例えば平成22年度の水道料金の関係でいきますと、年間で1,500立方以上お使いいただいた方での関係でいきますと、7社で収入にして約2,600万ほどございます。それから、下水道につきましては、これは3件で1,400万ほどの影響があるというふうな状況でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。そういうふうな形になりますと、先ほど企業債についてはあくまでも借入れという形と、あと大口需要者も減っておるといふ現状を考えると、企業会計上はやはり大変だと。それをどういう形でこれから会計上健全化に向けた対応をしていくのかということ考えてみますと、そういうこれからの健全化に向けた対応策としてご答弁はいただいたんですけども、実際に企業誘致とか、あるいは何か具体的にこう今の時点で考えられる部分があるのかな。一つは、水道でいえば七ヶ宿の水道をどういう形で受水制限なり、あるいは今まで買い入れてきた部分のその部分できちっと見直しをすると、そういう部分で七ヶ宿から買い入れた水を安くするとか、あるいは実際には受益者の人口、人数ふやすという形とかいろいろあると思うんですけども、具体的に今の時点で考えられる部分で、この費用面の抑制策としての答弁書では受水費、

協議をして責任水量の配分を考えていくということなんですけれども、具体的にこれ何年も続くものかどうかね。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のこの仙南仙塩広域水道の受水費の責任水量制の絡みでございますが、これは今のところ来年度、新年度24年度については先ほどお答えしたような形での一定のその減額といいますか、その責任水量制の適用除外というふうなことになりますと、単年度でいきますと約1,000万ぐらいの効果があるわけでございますが、今のところは24年度ということになってはいますが、それではなかなか今後の水道事業の経営というのは大変な状況になるわけでございますので、町としては県企業局の方にやはりこういうふうな状況を見据えた継続的なこの辺の責任水量制を適用しないような考え方を継続してもらおうように強く要請していく中で、その期間を延長できるようにしていきたいというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。今管理者おっしゃるように、企業局と十分な話し合いをもって1年でも長くやはり契約水量の見直しをしながら受水費をできるだけ抑えていくと、そういう形での対策も必要だし、あと一方ではやはり今回水道事業を考えれば、イチゴ団地、前段で話ありましたけれども、ああいう団地の中で水道をいっぱい使うような形になるんですよね。そうすると、そこからの収入も出てくるという部分と、あと産業振興でそういう人たちに配慮するという部分と、多分管理者として町長としての配慮も必要だと思うんですけども、その辺についてお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回条例議案として改正をお願いしているその企業誘致絡みの条例、ここの中でもやはり購入制はないわけでございますけれども、この水道水がある程度利用していただく形での企業、団体に対して一定の料金の割引といいますか、そういうふうなものも考えながら、企業誘致なり企業活動の促進を図ってまいればなというふうには思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。全体の運営考えると、大分この企業会計も厳しい状況になってくるのかなと、そういう部分で今町長の答弁、管理者の答弁もいただいたわけですけども、実際にこれから料金改定とか、受益者の人たちに直接負担になるような形で経営的な健全経営の中で考えていったときに、つながっていくのかどうか、その辺について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご案内のように、この水道も下水道もやはり何年かに一遍にはその利用の実態あるいは経営の実態に即して料金の見直しというふうなことが避けて通れない部分ではあるわけでございます。例えば水道でいえば、仙南仙塩広域水道における料金改定というのが今後数年先には想定される問題でございますので、そうしたことを踏まえて町としてできるだけ大きなこの料金改定にならないような収益なり費用の抑制というふうなことを考えていかなくならないというふうに思っています。例えば、今広域水道の方から6割を利用しているような関係でございますし、残り4割を町のその自己水源という形での給水体制をとっているわけでございますけれども、この関係を逆転させると。広域の割合を少なくして自己水源を多くするというふうな手だてを講じる中で、できるだけ負担増につながらないような形をとっていければというふうに思われますし、先ほどご指摘いただいたようにイチゴの団地化事業による一方での利用増の収益というふうなこともございますし、さらには前にもちょっと議会の方にもお諮りする機会があったわけでございますけれども、包括的なこの民間委託ですね。これによって人件費の

削減を図ると、こういうふうなもろもろの手だてを講ずる中で、大きな料金改定につながらない、あるいは少しでも安定的な企業経営にもっていけるようなそういう努力が必要なのかなというふうには思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。今管理者おっしゃるように、被災してまだ1年なので、大分被災している皆さん、生活の再建、今一生懸命頑張っているところなので、そういう公共料金の値上げにつながっていくと、やはり生活が大変になってくるといふそういう皆さんもたくさん出てくると思いますので、特に水道、下水道に関してはやはり企業努力をしながら料金の改正をできるだけ先延ばしすると、そういう形の考え方が私は必要だと思いますので、十分精査しながら企業経営に取り組む形で臨んでいただければなと思っております。特に下水道の部分でございますけれども、今水道の部分でお話しあったんですけれども、下水道の部分で、例えば今復旧の中で仙南仙塩の広域の下水道、そういった部分も一つの考えとしてあるんですけれども、その部分と今山元町の公共下水道、あるいは農集排のそういった部分で事業効率を経営的に進めると、そういう手法も一つの考え方としてあるのかなと思うんですけれども、そういった形で考えるとなかなか復旧・復興の事業には結びつかないということなのかなどうかね。これからの将来の維持あるいは管理、将来の経営を考えたときに、どういう認識をお持ちなのか、お尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今の部分は下水道でいうところの浄化センターの取り扱いというふうな意味合い……。例えば、浄化センター、今この町で直営というふうな形でやっているわけでございますけれども、これを流域下水道に接続転換というふうな意味合いも含めてというふうなことでお答えさせていただきたいというふうに思いますけれども、浄化センターにつきましては建設に要したコストといいますか、これはまだ償還されない形で残高が残っているというふうな部分もございますし、例えばこのままの状態でも県の運営している流域下水道に接続しても、今のセンターのその償還の残高については何ら変更になるわけでもないというふうな基本的な部分があります。あと、いろいろその投資コストとか、今後の維持管理費とか総合的に簡単な簡易比較でやってみますと、ほぼ同じような試算結果が出ておまして、例えば今の町の浄化センターを復旧しても、おおむね年間で7,400万ほどの経費、あるいは流域下水道に接続しても7,500万ぐらいと。そんな程度の簡易比較が結果が出ておりますので、県の方の岩沼にある県南浄化センターのあそこも津波で大きく被害を受けていますけれども、あそこの再整備に向けた時間と費用ですね。その辺の関係とか、今関係市町村で構成している流域下水道でございますけれども、ご案内のとおりこれも流域全体としての人口が減少する中で、流域の方も意味その負担の増というふうな一定のリスクも当然あるわけでございます。そんなことなども踏まえますと、町としては今の町の浄化センターを現況復旧をすると。津波にも強い構造とする中での現況復旧をした方がいいんじゃないかというふうな考え方でいるわけでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。同じ費用であれば、これからの維持費、管理考えると、広域の下水道、それもこれからの全体の下水道事業の考え方ではないかと思うわけでございます。ただ、復旧・復興の中で今の牛橋の浄化センターを復旧すると、そういう方向で走っているのであればあれですけれども、ただ、これからやはり企業会計としてどういう形で受益者の負担少なくしながら企業会計を進めていくか。それが私は大きな課題になってくると思いますので、管理者として十分にこれからは経営を考えながら対応すると、そういう

部分で考えていただくと。そして、先ほどお話しした料金の改定で、先延ばしして今は被災者の人たちにできるだけ長くそういった料金の改正をしないと、そういう形の考え方があるのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。私、町の経営、運営というのはやはりコストはできるだけ抑えて、サービスはより高いものを提供していくというのが基本的なスタンスになるというふうに考えておりますので、ご指摘のように上下水道含めてさまざまな手段手法を駆使する中で、少しでも町民の皆様に、利用者の皆様に負担増とならないような、あるいは少しでもそういう場面が先延ばしできるように、引き続き努力してまいりたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。次に、時間もないんですけれども、大綱3点目の教育環境の確保、これについて、全体1、2、3一緒に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

復旧については順次復旧をすると、そういう形でございますのでよろしいんですけれども、ただ、この復旧と学区の関係、非常にいろいろな部分が絡んで大変かなとは思ひますけれども、前回同僚議員から質問の中で出てきたように、学区についてどういふような考え方でこれから教育委員会で臨むかというのは、あくまでも小中学校の教育環境整備検討委員会からの報告を待って検討するということなのかどうかね。

教育長（森 憲一君）はい。今お話にございましたその学区の問題につきましては、かなり子どもたちの就学の大事な機会、それから行政区とのかかわり、あるいは通学距離等々さまざまな課題を含んでいる内容で、大変重いものがございますけれども、その検討委員会から意見等たくさんいただきながら、最終的には教育委員会の方でその方向づけをしてまいりたいというふうに思っているところです。

10番（岩佐 隆君）はい。これは一応答弁資料の中に書いてありますように、一応24年4月から設置して1年をかけて検討するということなのかどうか。ただ、問題はやはり学校が一緒に子どもたちが教育するというのは余り望ましくないことだと思いますので、早く方向づけをして、そして学区あるいはそれに応じた学校をつくっていくと。あるいは、つくらないで併合すると、そういう形の考え方が望ましいと思ひますけれども、やはり本来ですと純然たる学校があったので、学校をつくるような方向の方が望ましいとは思ひますけれども、その辺についてのご答弁お願ひしたいと思ひます。

教育長（森 憲一君）はい。今お話しいただきましたように、1年をかけて鋭意検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。私どもとしては、今山下、先ほどお話しございましたけれども、中浜小学校と坂元小学校、山下第二小学校と山下小学校、そうですね。山下小学校が今併設状態にございます。これをできるだけ早く方向性を見つけて、子どもたちの活動はもちろんのこと、保護者の負担も軽減をさせなければならないというふうな状況にございます。そういう意味ではご指摘いただきましたように早く方向づけをしてまいりたいというふうに思うところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今の件については多分学区だけでなく、地区の再編と絡む部分もこうあると思ひますので、町長も十分にその辺も考えながら考えていただくようお願いしたいと思ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい。被災後の新しいまちづくりというふうなことが当然出てくるわけでございますので、集団移転によるその区画整理による新しい市街地の形成というふうな部

分もございますし、やはり先ほど来からいろいろやりとりさせていただきまうように、さまざまな面でやはりこの機会に次の展開に向けて、この機会でなければというふうな部分も大事にしながらやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。学区あるいは行政区、あるいは消防団もしかりでございますし、そういう中で基本的なそういう共通認識を持ちながら、学校については教育委員会で基本的に整理していただくわけでございますけれども、できるだけこうめり張りをつけて、やはりその学校、学校に応じた、地域に応じた受け止め方、問題意識持つてられると思いますので、そこは少しスピードに変化を持たせながら、いい形で結論を出していただければありがたいなというふうに期待しているところでございます。

議長（阿部 均君）10番岩佐 隆君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は2時35分といたします。  
午後2時22分 休憩

---

午後2時35分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）3番渡邊 計君の質問を許します。渡邊 計君、登壇願います。

3番（渡邊 計君）それでは、始めさせていただきます。

震災から1年がたとうとしております。震災で発生した瓦れきは山元町だけで50万トンとも70万トンとも言われています。放射性物質で汚染された瓦れきの処分についてお伺いいたします。

4月中旬にも試運転がなされる現在建設中の焼却炉で可燃物をすべて焼却処分とするのか。

第2点、瓦れきの再利用は考えているのか。

以上、2点について質問通告していたのですが、きのうの竹内議員の質問に対する回答が重複するかもしれません。しかし、確認の意味でお尋ねいたします。以上です。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。渡邊 計議員の震災で発生した瓦れきの処分方法についてのご質問にお答えいたします。

1点目の焼却処分についてですが、放射性物質が付着した廃棄物も含めて一括焼却処理しますと、廃棄物自体の減量化はできますが、焼却することにより放射性物質の濃度が濃くなり、その後の焼却灰や非灰の処分が困難になることなどが予想されます。今回処理施設での災害廃棄物の処理計画については、再利用、再資源化を最優先にリサイクル率を高めることにより、焼却処分や埋め立て処分する量を削減することに重点が置かれております。可燃性の災害廃棄物では主に木材が再利用されることとなりますが、木材を破碎して木質チップ化した後、水洗いによって付着した放射性物質を除去し、ゴルフ場コース内の敷き材や製板工場で再利用される計画とされ、発生する木材の約62パーセントが再利用される見込みとなっております。再利用の品質や規格に適合しない木質チップやその他のビニール類、プラスチック類などの可燃性の災害廃棄物については焼却炉で焼却処分されることとなります。

なお、焼却処分に当たっては、煙突部分に排ガス処理装置であるバグフィルターを設置することにより、排ガスに含まれる有害物質や放射性物質が空気中に放出されないように除去することはもちろんのこと、排ガスの成分についても24時間態勢で監視を行い、周辺地域の環境保全にも万全を期して処理を進めてまいります。

次に、2点目の瓦れきの再利用についてですが、約62パーセントを再利用する木材以外の災害廃棄物としましては、家屋の解体などにより発生するコンクリートなどがあります。これらについては破砕処理を行い、今後町内で実施される公共事業などで再利用される計画とされ、発生する量の約95パーセントが再利用される見込みとなっております。また、津波によって打ち上げられた堆積土砂については、そのままでは廃棄物が混入している状態となっていることから、高性能な選別機械や人力による選別により、廃棄物を取り除いて良質な土砂とし、今後のまちづくりにおいて計画されている津波対策の防災機能を形成する盛り土として使用するなど、発生する土砂のほぼ全量が再利用される見込みとなっております。

なお、再利用に当たっては、放射性物質の濃度を測定し、国が定める基準である1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものについて再利用することとし、基準を上回るものについては環境省の示す基準に準拠した最終処分場に搬入されることとなります。

このように、発生した災害廃棄物については再利用、再資源化を基本とし、かつ、復興資材として町内において有効利用することを最優先に計画していることから、災害廃棄物の処理が今後の町の復旧・復興につながるよう、早期の処理完了に向けて取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

3番（渡邊 計君）はい。排ガス処理装置のバグフィルターの件ですが、これはすべてといいま  
すか、万能ではないということをご認識があったのでしょうか。町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。バグフィルターについては、ほぼ100パーセントというふうなことでございまして、ご指摘のような絶対100パーセントというふうなことではないというふうな理解もしているところでございます。この関係につきましては担当である町民生活課長の方から若干補足をさせていただきたいというふうに思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。ただいまのご質問でございますが、ただいま町長がお答えしたように、バグフィルターの性能でございますが、バグフィルターの関係につきましては高温処理をしてダイオキシンとかを出さないために高温で焼却しなくてはならない。それでございますが、そのバグフィルターに通す前に200度までに冷却をいたしまして、その排ガスの放射能物質を固形化しまして、その中でバグフィルターに付着させ、外の排出にはほぼ100パーセントでその除去ができるというような計画になってございます。以上でございます。

3番（渡邊 計君）はい。ただいまの説明でそのとおりなんです。しかし、一説ではバグフィルターというのはあくまでも集じん装置であり、粉じんの除去であると。ダイオキシンは除去できないとも言われております。その辺のところはメーカー側の提案でしょうから、それはそれで町としてはどうしようもないことなのかなとは思いますが。バグフィルターはダイオキシンは集じんといいますか、そこは除去できないということをご存じでしたか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。ダイオキシンの関係につきましては、きのうの竹内議員の一

般質問でもお答えいたしましたように、まず津波に浸かった木材等については一応水洗いをいたしまして放射能等も一緒なんでございますが、塩分からのダイオキシン発生が心配されるというようなこともございまして、そういった措置をいたしまして、最低温度、環境省の基準では800以上で加燃するというようなことになってございます。今の焼却炉につきましてはそれ以上の高温で処理をし、ダイオキシンを出さないというようなことでの計画になってございます。

3番（渡邊 計君）はい。現在ではバグフィルターが万能と言われているからしょうがないといえしょうがないんでしょうけれども、次に移ります。

周辺地域の環境保全にも万全を期すと。それで、この場合の測定箇所、どこに何か所ぐらいの予定があるんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の調査箇所等につきましては町民生活課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。今までも4月から12月までいろいろな箇所で行ってございます。大気の関係については町内で7か所、あと騒音等につきましては白川の一時仮置き場周辺、あと町道鷲足花釜線等で行ってございます。あと振動の関係についても同じ箇所での環境調査を行っているということでございます。

3番（渡邊 計君）はい。ただいまの説明ありがとうございます。

続きまして、先ほどの2点目に移らせていただきます。

瓦れきの再利用についてですが、木材に関しては約62パーセントを再利用すると。それでチップ化していろんな意味で使うということなんです、そのほかの廃棄物として、瓦れきとしましてコンクリート、これは95パーセントの解釈でよろしいんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。瓦れき関係と申しますか、先ほどお答えしたのはこの家屋の解体などで発生するコンクリート関係ですね。これについては今後発生する量の約95パーセントの再利用を見込んでいるというふうなことでございます。

3番（渡邊 計君）はい。木材が62パーセント、コンクリート等が95パーセントの処理、きのうの回答ではリサイクル率46パーセントというのは、これを合わせて計算した結果、そういうことなんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。総体としての換算でいきますと46パーセントというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

3番（渡邊 計君）はい。46パーセント、そうしますと残りの54パーセントはどういうことになるんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の関係につきましては担当課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。46パーセントが2次処理施設で再利用される内容になってございます。その中でその以外につきましては焼却処分、あるいは粗大ごみ、不燃物等のものにつきましては最終処分場の方で埋め立て処理をすると、そういったものになってございます。

3番（渡邊 計君）はい。次、焼却灰の処理に関しまして、きのうの回答では高濃度になったもの、それは山形県の米沢市の最終処分場に運ぶということで、あと規定値を超えた場合、ドラム缶詰めにしてこれもやはり山形でお願いするというふうなことでよろしいんでしょうか。



山形にお願いするということだね。

町長（齋藤俊夫君）はい。きのうのお答えした中身につきましては、この焼却灰の処分方法でございますけれども、国が示している基準値を下回っている場合は受注業者の選定した事業者が所有する仙台市内、それから今お話のありました山形県の米沢市内の最終処分場に搬出をし、埋め立て処分されると。それから、基準を上回る場合には、環境省の指針に準拠した最終処分場に搬出されるというふうなことでございまして、そうした中でこの基準を上回った場合については搬出されるまでの間は外部への流出とか飛散を防止するため、セメントでこう固めると、固化すると。そしてドラム缶に詰めて場内に保管すると、そういうふうな考え方でございます。

3番（渡邊 計君）はい。次、燃やす場合といたしますか、可燃物、除染、除塩した後の残り水ですね。これはフィルターでろ過するということがあったのですが、この水のその後の水の処理はいかがなんでしょうか。そしてまた、フィルターに残ったもの、フィルターを通すということだったものですから、フィルターに残った残滓というものはどうなるんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。場内で発生した排水の処理関係でございまして、これにつきましては担当課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。水処理につきましては、比重選別に使用した排水、あと廃棄物を洗浄した放射性物質を含んだ排水などの発生が考えられることから、場内の汚濁水が地下に浸透するのを防止するため、まずはその施設内に遮断シートを敷きまして、地下への浸透を防止するというのがまず第1点、あとその処理については汚水は場内2か所に設置した沈殿池に集められ、水質検査を行った後に安全であれば海の方に放流をします。あと、水質調査の結果が排水基準を超えた場合には、沈殿池には濁水処理施設が設置されます。放射性物質を含んだ水については水に含まれる浮遊物を取り除くことによって放射性物質を除去できると。排水処理装置にろ過され、再利用するというような形になります。その取り除かれた放射性物質は汚泥として排出され、放射性物質濃度を測定し、セメント化しましてドラム缶に詰めまして保管をしておくというような内容でございまして。

3番（渡邊 計君）はい。私の質問そのものはこれで終わりです。一つ提言だけしておきたいといたしますか、これともに考えていきたいことだと思うんですが、町長に伺います。命を守る森の防潮堤というのをご存じとは思いますが、この命を守る森の防潮堤を考えてみたことありますか。これは……。

議長（阿部 均君）はい。通告からは外れておりますが、町長、答弁をお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今お話のありました命を守る森の防潮堤プロジェクトは、これは横浜国立大学の名誉学長である宮脇さんがかねて提案されていて、広く今展開されつつある動きでございまして。瓦れきを盛り土としてこの森の防潮堤をとというふうな形での提案でございまして、この構想でいきますと、瓦れきを埋めてこう土盛りをします。その上に植樹を行って森の防潮堤とする構想でございましてけれども、これでいきますと防潮堤づくりにこの必要な大量の土砂の調達、それから瓦れきの処理と、この二つの問題を同時にできると。それから、森、森林を形成することによっての効果的にこの津波の威力を減退させるというふうな効果もできることから、津波対策なり環境保全策に有効であるというふうなことで、内閣総理大臣のこの諮問機関である東日本大震災復興構想会議に

も提案されているプロジェクトというふうには承知しておるわけでございます。

ただ、一方でこの瓦れきに有害物質が含まれている恐れがあること、あるいはその木くずなどが腐敗した際にメタンガスが発生したりと、まれにその発熱により自然発火の可能性とか、いろいろ廃棄物処理法に抵触する可能性も懸念されるところでございますので、その辺を十分こう注視しながらこのプロジェクト構想を見守ってまいりたいなというふうには考えていたところでございます。

議長（阿部 均君）はい。1回通告外で許しましたので、1回にとどめていただきたいと思います。この通告の瓦れきの処分についてであれば、質問続行してよろしいですけども、今の提言の部分については特別許可を与えましたので、1回ということ。なければ。通告の部分であればいいですけども。

3番（渡邊 計君）はい。それでは、通告外となりまして、ただいまの提言に対して町長のお考えを伺いました。これに関しては熟慮してですね、4月から進展されると先ほどお話ししましたが、焼却し始まってからでは遅いのではないかと。そして、もし町からの発生した瓦れきだけでは足りなければ、ほかの市町村からも運んでくることも考えられるのではないかと、そんなことを考えていました。以上です。ありがとうございました。

議長（阿部 均君）3番渡邊 計君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第4．議案第25号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）それでは、議案第25号山元町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画についてご説明いたします。

初めに、提案理由でございますが、裏面をご覧くださいと思います。

朗読いたします。

これまでの地域包括ケアシステムの考え方を念頭に置きつつ、高齢社会の更なる充実と介護保険事業の安定的運営を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する山元町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画、計画期間につきましては平成24年度から平成26年度について、山元町議会基本条例、平成22年度山元町条例第18号第9条に規定する議会の議決を求めめるため、提案するものでございます。

続きまして、本計画についてご説明いたします。

説明は概要版を作成しておりますので、お配りしております資料11、事業計画概要版にて説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧くださいと思います。

本計画を進める上での基本理念といたしましては、超高齢化社会が進む中、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者を社会全体で支えるシステムづくりと、本町の復興の将来像である「キラリやまもと！みんなの希望と笑顔が輝くまち」を実現するために、幾つになっても安心して健やかに暮らせるまちづくりを基本理念としております。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい。今の資料の2ページで4番の介護等の認定者の推計ということで、今

回被災になって住環境が悪化ということで、もう中に書いてあるんですが、この5番の介護保険給付費の見込みの中でですね。この推計で私はもうちょっとこの要介護と何かこういう環境が悪化してふえるんじゃないかなというこういうこの予測というか、一般的な考え方で考えられるんです。結構高齢者の方が仮設に入っている。その中で一生懸命いろんな支援事業とかで健康をやっているというのも事実なんですけど、そこら辺の推計の見込み、この3.11の関係含めてどういうふうにとらえているのか、もう一度このまず推計者の方の確認をしたいと思います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。この辺の数字の査定につきましては、技術参事の渋谷の方からお答え申し上げます。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい。今のご質問にお答えします。

今ご指摘ありましたように、仮設住宅での運動できる場面が少ないということで想定される事実はあるんですけども、今サポートセンターに通所されたり、それから各集会所ごとに運動教室を開催させていただき、できるだけ身体を動かしていただくようにということで介護予防に努めておるところです。以上です。

7番（齋藤慶治君）はい。そう認定にならないように一生懸命みんなを支えるから、まずそういうことでなるべくふやさない努力をするということでわかりました。

もう1点、同じような質問なんですけど、やはり施設サービス、前は在宅と施設で国は極力在宅で介護しましょうというのが介護保険当時発足のときの考え方だったんですけど、現実にはやはり施設の方の要望が多いとか、今回また震災の中で施設関係のサービスがふえるということで書いてありますが、やはり在宅より施設の方がこの給付費がかかるんですよね。かかりますよね。そこら辺も十分に考慮したこの3年間の保険料、事業料というんですか、保険料というんですか、それを考慮しているかどうか、再度お伺いいたします。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。ただいまご質問いただきました給付費の在宅、それから施設というふうなことでの積算の内容でございますけれども、その辺につきましては23年度の各月の細かい数字なんかを参考にしまして、その施設及び在宅の利用実績等の推計には努めたところがございます。以上でございます。（「はい、いいです」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかにありませんか。質疑ありませんか。

8番（佐藤智之君）はい。2ページの一番下、この1次予防事業、2次予防事業、まずこの中身についてちょっとわかりにくいのでお願いします。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい。ご説明させていただきます。

1次予防事業という部分については、元気な高齢者を対象とした健康教室など、普及啓発事業を含んでおります。2次予防については、虚弱な老人を対象とした運動教室であったり、栄養教室であったり、口腔ケア教室などを開く事業でございます。以上です。

8番（佐藤智之君）はい。次に、4ページの8の介護保険料の算定の中で、①の増要因、その一番最初ですね。保険負担割合が20パーセントから21パーセント、いわゆる1パーセント上がると。これはどの段階で決まっておったんですか。いわゆる第4期の段階で国の方で決めたのかどうか。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。この負担割合の改定につきましては、第5期の改定というふうなことで今回の第5期からの計画での数字となります。

8番（佐藤智之君）はい。次に、その下の21年から23年の平均が4,943人、その次の2

4年から26年、平均4,711人、いわゆる少子高齢化が進むのに、なぜここで232人が減少するのか。ひょっとしたら今回の大震災の関係で減ったのかどうか。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

資料概要版の1ページをご覧いただきたいと思いますが、平成22年、65歳以上につきましては5,185名というふうでございましたが、23年には4,437というふうなことで、今回の震災により亡くなられた方とか、あとは町外へ転出というふうな方がおまして、そういうふうな推計のもとにこの数字を出しております。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。今回の改定の大きな内容は保険税の引き上げということになっているわけですが、この財源不足額、私たち何回か説明聞いているんですが、ちょっと聞きそびれた部分について確認したいと思います。こういうことね。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。この財源不足額というふうなことでございますけれども、介護保険制度につきましては今回の計画でもありますように、総給付費を見込みまして、それに対しての国、県、町、そして1号被保険者、2号被保険者というふうな割合が定まっております。そういうふうなことで、今回の給付費総額が約38億7,669万円というふうなことで、その1号被保険者となる65歳以上の方の負担割が21パーセントというふうなことで計算しますと、8億1,400万がこの不足額といいますか、1号被保険者で負担していただく額というふうなことでご理解をいただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。違うと思います。そこから8億って総額ってこいつ割ることで、その不足額だから、前回のままでいったらば、7億。今回やったら8億になるその1億足りないんだということになったんですけれども、まあ、いいですというよりも、何千万単位の不足額になるのかなというふうに想定されます。そういうことでいいかと思います。このくらい不足したもので、それを被保険者の皆さんに第1号にその負担をお願いしたということになるかと思います。そして、今の説明にありましたように、今総給付費からぶぐって行って、最後残ったのがこういう不足額というふうになったんだと思いますが、あ、その前に事務局の方に最初に確認しておきます。今回のこの第5期のこの計画は、法の改定に伴ってそれに合わせた内容になっているのかどうか、確認したいと思います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。今回の介護保険第5期に係る改正というふうなことで4ページに掲げておりますけれども、増の要因というふうなことで1号被保険者の率の改定とか、それから介護報酬の改定、そして所得階層の見直しというふうなことで、その辺を踏まえて本計画を策定したというふうなことでご理解をいただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。ですから、法の改定に伴ってそれに基づいてこの山元町の事業計画を立てたということですよ。絶対の上位法といいますか、介護保険法改定に伴って。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。この改正につきましては、今回3年ごとに介護保険については見直すというふうなことで、その計画を策定して保険料を定めるというふうなことでございますので、それに伴う法改正というふうなことで……。（「その事実関係さえ確認できればいいんだ、まず。そういうことだよ」と、そうですよって」の声あり）法改正により、議員がおっしゃるとおりの内容でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そうすると、その法の中で提起されている一つは、この計画をつくる上で新しい事業計画にはその日常生活圏における高齢者のニーズ調査を実施し、関係者

を集めた日常生活圏域部会が開かれることとなっている。そうした調査を踏まえて、この地元のこういう計画をつくるんですよというふうに定められていると思うんですが、その辺の圏域についてはそういった法の指示というとおかしいけれども、そのことにそんな調査等々があってそれが反映されてこの計画がつくられているのかどうか、確認します。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい。ご質問にお答えします。

今議員のお話にありました調査、ニーズ調査を含めてという件については、今回震災のために第4期計画の継続も含めて認められておりますので、今回についてはニーズという部分については介護保険運営委員会の方で皆さんにお諮りしたところです。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。この大震災の影響で本来やらなくちゃならないものをやらなくていいよということでやらないということですよ。震災の影響を受けてそういうことですね。はい、わかりました。

次に、この増の要因にも挙げられておりますが、介護報酬の改定に伴った影響ですね。増に伴う、3年間国から地方大変でしょうということでこの介護報酬改善計画、処遇改善交付金ですか、というのを3年間こう受けていたんですが、それが廃止されたら、今回ね。それに伴っての、それも増の要因としてこう掲げているんですが、こうした政府の対応について町長はどう思われるか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これから社会が進展する中で地域全体で支え、助けをしていくというふうな基本的な理念、方向性に沿った今回の計画見直しというふうに理解しているところでございます。基本的にはそういうことでございますが、具体のお尋ねのこの交付金の処遇改善の特例交付金の廃止というふうなことについては、制度全体の中でいろいろ工夫しながらというふうな対応になっているというふうに理解をしているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。いろいろ工夫しながらって、その減った分については町で工夫してやるということですか。非常にいい姿勢なんですけど、そういう姿勢のもとにこの計画が、そしてこのくらいの増になってしまったというふうに理解していいの。そういうことではないと、その辺ちょっと。私ね、今町長の考え、素直な意見でいいと思うんですが、国がせつかく3年間あんたの方も大変でしょうと、介護保険事業ね。しかも、それには処遇の改善というのがあるって、それをこの地元というか、この山元町のこの介護計画の中で事業の中でやるのは大変だから、この分少し報酬上げる分を私どもで面倒見ますからと、国の方でね。そして3年間やったという政策なんです。それでいいんだよね。それが今回廃止されたというのは、もう山元町の介護保険事業というのは自力で大丈夫、上げて大丈夫だよということも認められて、多分に廃止されたと思うんですけども、しかしながら現状はきつい。要はその増の要因にしているわけですから。そういうこう政府といいますか、国のやり方対応についてどう思われるかと、山元町の町長として、介護保険を充実した内容、そういった事業を進めていく上で責任者として、山元町の責任者としてこういった施策はどう思われるかということをお尋ねしているわけです。

町長（齋藤俊夫君）はい。失礼いたしました。介護保険制度ですね、支えるマンパワーの処遇改善というのは大きな問題でございましたけれども、そういう交付金が廃止されて、それが増要因につながるというのは大変残念な思いでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。本当にこの辺は今の政府に強く訴えていく話なのかなというふうに思います。それから、これ一つのその社会的要因と見てもいいのかなと私は思っているんですけども、それは置いて。

次に、先々からこの間の議論の中で、今の説明の中でも震災に伴う影響がこの事業計画の中に反映されている。とりわけ保険料の値上げ分についてですね。この計画全体を見ますと、在宅系のこの見込みはぐっと減っているんですね。しかしながら、施設系はふえている。そして、先ほど来話にありました施設系というのは非常にコストが高い。だから、国はここの分を実は私の勝手なあいっつなんですけども、ここの分を減らして金のかからない在宅にかえるというのが今回の改正の大きな目玉だったというふうに受け止めているわけですが、それがそのままここに影響、ですから本来ならば、ここにあらわれてくるのは、施設系の利用見込みも少なくなる数字がここにあらわれてこなくちゃならない。そのまま当初はね。しかし、現実には、先ほど来出ています震災による影響、これが大きく出て、実はこのコストのかかる施設系がふえているんですというような内容になっているんです。これは説明の中でも言っていますから。ですから、この震災による影響を大きく受けた事業内容になっている。しかも、保険料の大幅な引き上げの要因ともなっているというふうに見られるわけですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今議員ご指摘のとおり、今回のこの大震災の影響によって住環境なり、介護者の生活環境が変化したと。広い住まいから狭い仮設住宅の方に入居せざるを得ないというふうな中で、利用形態が逆転現象につながったというふうに私も理解しているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。そして、この事業計画に盛り込まれて、その3年間の増となった、3年間の結果、割ることの何ぼということで、給付費の増にそこ、本来ならその部分は給付費の減というか、大きな増にはつながらないところが増になった部分、この保険料の引き上げを押し上げているという、これは皆さんがこの増の要因として挙げている内容に示されていることですよ。何を言いたいかということ、大震災の影響なんですよ。そして、それは今も言ったようにね。大震災は、この被保険者のせいなのではないでしょうね。これ社会的要因ですよ。この社会的要因でふえたものを、被保険者に、しかも本当にもう年金で細々と暮らしている方々に負わせるというのはいかがなものかというふうに私は思うんですけども、町長、ここが大きいんですよ。その辺について、町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。確かに今回の大震災の影響がいろんなところにこう影響を与えているというのが、まさにご指摘のこの保険制度の中にも大変な影響を及ぼしているというふうなことだろうというふうに思います。基本的にはそれぞれの保険制度の中で極力こう運営していくことが基本になっているわけでございますけれども、こういう大震災に鑑みられた特例的な措置、いろんな場面で講じられてきておりますので、本来であればこういうところにも一定の配慮があってもよかったのかなというふうな思いはございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。この、こういうところをやはり生かさなくちゃならないのではないかと、本来一般会計からの繰り入れというのは制度上認められていないと、求めればそういう答えが返ってくるかと思いますが、しかし今は普通、通常ではない。こういうときにこそできないことをやって、きのうも言いましたけれども、今こそその公的支援

ね、それを求められているし、それをやらないと、本当に今被災者の人を中心に、とりわけ今この高齢者、あしたも見えないような状況に今いるんですよ。この人たちがさらにまた暗くなるような要因、もう既に後期高齢者の医療費は別な機関でもう値上げが決まっています。それから、国で決めたのが国民年金の減、マイナスですよ。出ていくものはふえる。もらうものは、もらうものと言うとうまくないね。当然得られる収入が減ると。そういうのでさらに介護保険料ふえる。今ここでこの政治に求められているのは、そういう人たちに光を与える、安心を与える、そういうことが必要なのではないかというふうに思いますが、そうした立場からもしそれがそうであるということであるならば、このくらいはやはり面倒見ても、このくらいはというか、せめて値上げをしないで据え置きで対応すべきではないかと思うんですが、そしてその際に先ほど確認したのが、そういうことで確認したんですが、不足額というのは実際どのくらいなのと。本当は正確な数字いただきましたかたんですけれども、それがもし仮に5,000万だったら5,000万くらい、くらいとは言わないけれども、何とかそっちからこっちから引っ張り出して、一般会計でこっぴり入れてせめて据え置くというふうなことは考えられないか。（「そうだ」の声あり）町長に改めてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに隅々まで今回の大震災の影響を踏まえた配慮と、施策の持ち方というふうなことが問われるわけでございますけれども、なかなか限られた財政規模、運営の中ですべての面においていい形でこう展開しようにも、一定の限界もあるのも事実でございますので、そういう基本的な姿勢、スタンスを大事にしながら、この高齢者保険計画のみならず、進めていく必要があるのかなというふうに思うところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。ちょっと今何を言っているんだか、よく聞き取れなかったんですが、これが自治事務であるということは当然自覚の上だと思うんですが、先ほどの一般会計繰り入れ等の話もこれは国がただ助言しているだけであって、決めるのは自治事務なんです。これはもう相当権限移譲されて、ほかのどんなやつも相当な部分がもう自治事務なんです。町長決めるんです。そして、我々がそれを認めるか、認めないか。こういうときにこそ、この自治事務ね、なんですから、町長の判断で、もしそういう実態まで認識、自覚されているならば、当然対応するべきだと思うんですが、そして諸々のその場面で出てくるんですが、財源の問題ですね。でも、今も厳しいという表現ありましたが、こういう状況の中でじゃその厳しい、町長が思われる厳しいというのはどの程度が厳しい、どこから厳しいのかということになるのか。しょっちゅう言っていますから、その辺の厳しさの中身についてそれを確認したいと想います。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としてこの高齢者保険、介護保険のみならず、さまざまな場面で歳出予算を考えなくちゃいけないというふうなことでございますので、一定の財政規模の中ですべての面で行き届いた一定の配慮をするというのは大変困難な面があるというふうな思いでお話を申し上げているわけでございまして、それ以上のもの、それ以下のものでもないというところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。まさに今自治事務、そしてですから、あといろんな場面でそういう厳しさ、いろんなもので金使うものがありますよね。きのうからずっと出ている話でね。その辺は自治事務ですから町長の判断でやはりその優先度をつけなくて、当然あるでしょう。そして、それも町長の判断で、やはり何が今この状況を見て、そして判断していた

だきたいと。これ以上お話ししてもなかなか前に進まないかと思しますので、そういうことを求めて言います。

あと、この事業計画の中には、法改定のもとでということであれば、指摘されているのがサービスの低下、この法改正に伴って生活援助の縮小というものも盛り込まれているんですね。これは最も要求度の高い部分かと思うんですが、法の改正ではそうになっているんですが、そういう内容、この計画にもその法に従っての内容となっているのかどうか、確認します。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい。お見込みのとおりです。以上です。見込んでます。

6番（遠藤龍之君）はい。そうすると、保険料は上がる、サービスは低下する。ここの部分だけなんですけれども、ここの部分というか、ほかにもあるんですけれども、ほかにもっとこういう改善されているのもあるんですが、しかしながらこの事業計画の介護保険制度の中で多く使われているのはその生活援助等々というのも大きいかと思うんですが、その部分が減らされる。しかしながら、保険料は上がるというそういう簡単に言えばそういった構造になるんですね。そういうこと、そこの部分だけを言って強調してつるつもりはございませんが、やはりそういう内容になっているということから、やはりこれは少なくとも保険料の引き上げというのは抑える必要があるのではないかということ、質疑というんですかね、指摘して終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい。町長に1点だけお伺いします。この概要版の4ページの保険料の上がる原因の中で、上から米印1、2、3、4番目に書いてあるのと5番目に書いてあるのを両方一緒に検討していただきたいんですが、従来介護の従事者ね、大体こう山元町の例を見ておきますと、15万円から20万円ぐらいの給料で働いておられます。この人たちが大変な仕事にもかかわらず、こんなに安い金で働いていて、国で3年間一生懸命応援していただきました。それをほとんどの企業は団体は、手当というような格好で支給しておりましたが、今回やめるということになれば、その従事者の給料がまた下がる、手当がなくなるというかね、給料下がるというより、という格好になります。それで、その下に書いてあります事業所にやる報酬が1.2パーセントアップになるんですから、その分を踏まえて、その開設している企業が頑張れというようなことで解決しようとしているのかどうか、その辺、町としてね、トップとしてその辺をお聞かせください。一つだけ。

町長（齋藤俊夫君）はい。ここの従事者の処遇改善交付金の廃止と介護報酬の改定との関係なんですが、この制度は確かに廃止ということなんですが、全体として今までの処遇水準が下がらないような形で設計されているというふうなとらえ方でご理解いただきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。今回の計画については、料金改正が伴うということは、この料金改正について、あくまでも先ほどの議論のように、介護認定を受けている人が多くなって、そして保険料払う人が少なくなる。そういう形であれば、今回改正をして上げざるを得ないという部分があるのかなとは思いますが、実際にはやはりこの24年度から25年度、26年度のこの要介護認定者の推計であったり、あるいは人口の推計、これは前お話し聞いたときに、復興計画のその人口推計をもとにしたということなんですけ



れども、実際にそれをもとにして考えていくという必要性はあると思うんですけれども、実際にその形が少しずつ変わってきているような、人口が流出が速度が速くなったり、そういう部分もあるのではないかなと思うんですが、その辺についてはどうなのかね。担当課なり、あるいは町の復興の自己設計した中で、具体的に今時点でこの推計考えたときと、あるいはこれからの3年間、その辺の人口の推移なり、要介護ね、その今回推計出したやつと含めて早まったり遅くなったり、あるいはこれは間違いなくこういう数字だという形が出せるのかどうか、それをまず最初にお伺いします。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。ただいまのご指摘といたしますか、人口の推計の関係なんですけれども、この計画をつくる段階ではここに書いてありますとおり山元町の復興計画の推計をもとに人口の推計というふうなことで、現在というふうなことの現状のその辺については加味はされておりません。そういうふうなことで、あくまでも震災復興計画の平成30年の1万3,700というふうな数字のもとに今回の計画は策定しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。その数字が生きて全体の計画で料金の改正、どのくらいお金かかって最終的に3年間で出して、それで1人当たりで割って1号被保険者、2号被保険者で金額が出てくると思うんですけれども、その推計がある程度本当にきちっとやっていると、実態に合った形でやっていると、今回も財政調整基金で一応プラスの、減の要因にはなっておるんですけれども、これがきちっと出ていかないと、最終的には3年後には財調で残ってしまうと。残ったからいいわけではないんですよ。あくまでもその年度、年度できちっとした形で収支バランスとりながら、最終的にその時点で年度できちっとやっていくというのが私は基本になってくると思うんですけれども、そういった意味では現状、今のニーズと若干違っているということなので、具体的に本当は全体の介護認定者の推計なり人口、本当にもう一回復興計画の人口推計でなく実態に合わせた推計できちっとやるような形であれば、幾らか料金も値下げにつながるのかなと思うんですけれども、その辺は実際にはなかなか難しいと思うんですけれども、それについて指摘をしておきますからね。

あと、基金の考え方ですけれども、今お話ししたように基金、これの基本的な考え方として、多分当面については全体の健全運営のためにきちんとして残しておくという――基金の金額的にはどのくらいの金額が――として考える金額なのかどうか。そこをお願いします。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。基金として保有する理想的な額というふうなことでございますけれども、理想的な額、今回約1億のうちの8,000万を取り崩して基金として2,000万残るというふうな形なんですけれども、この2,000万の考え方なんですけれども、毎月の介護保険の給付見込みが約1億でございます。その1億の1号被保険者の負担分が21パーセントというふうなことでございますので、その1億の21パーセント分、約2,000万ですね、を保有するというふうなことで今回このような形をとらせていただいたところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、例えば4期に事業を行うときとか、3期のときの基金、どのくらい残っていて、それを今のような考え方が本当にあったのかというのはどうか、お聞きしたいと思います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。済みません、ちょっとじゃ、休憩をお願いします。

---

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。再開は4時といたします。

午後3時51分 休憩

---

午後4時02分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）保健福祉課参事佐藤兵吉君。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。それでは、岩佐議員のご質問にお答えします。

その前に、先ほど基金の考え方につきましてご説明いたしました。ちょっと考え方の違いというふうなことで、再度改めてご回答させていただきたいと思っております。

基金の保有する額等についてのその基本的なものは明確なものはないというふうなことでご理解をいただきたいと思います。そのようなことで、基金の目的としましては、翌年度に決算に伴いまして国、県等へのその返還金等に充てる財源とか、それからあと3年ごとに見直しがかかるというふうなことでその柔軟な対応ができるような形のために目的とされているというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。前段の方には触れませんから。ただ、基金の考え方として、やはり今回4次1億円ね。1億円が多いか少ないかというのは、執行部の判断あるいは我々の判断だと思うんですけども、ただ、本来であればやはり年度できちっとやはり調整しながら、見通しもある程度見通して、その中でやはり介護保険料をできるだけ上げないような形で考えていくというのが私は正しいと思っておりますので、その辺について本当に十分精査した中でやはり考えて今回の改正出すべきだと思うんですけども、それで、委員会の中でもいろいろ説明を受けて、大分精査したという部分があるんですけども、実際にはそういったことでやはり基金の推移なんかもちきちと今までの3次、4次あるいは2次ね、ずっと見ながらきちとやるべきだと思いますので、本当は国保のような形でいっばい病気になってその都度その都度年度かわるというような形の考え方で、そのために例えばインフルエンザあたりかかったときに、基金を充当するような形での考え方が、介護保険の場合は先ほど参事の方から説明してあったように、ある程度推移が見通せるという部分での計画性というのも事業の中でできると思うんですけども、そのことをきちと考慮した中でやはり判断で、事業計画なり、あるいは料金の考え方、きちと私はつくるべきだと思っておりますので、その辺についての答弁だけお伺いしたいと思います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい。今、岩佐議員の方から今回の計画策定に対してのいろいろなご提案等ございました。そういうふうなことで今回の計画につきましては、過去の実績等も踏まえて、議員さんご指摘のとおり精査に努めたところでございます。そういうふうなことでご理解をいただければというふうに思います。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）今議題となっております議案第25号山元町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画について、山元町議会基本条例第10条の規定により、これから自由討議に入りたいと思います。発言を許します。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで自由討議を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、本案に反対の者の発言を許します。

6番遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）ただいま提案されております議案第25号山元町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

この計画には、この間の質疑等々にもありましたが、保険料の値上げがまず提起されております。今この時期、こうした値上げは高齢者にとって、とりわけ被災された高齢者にとって大きな痛手となるものと考えております。そして、ことしはこのほかにも後期高齢医療、これも保険料の値上げが既に決まっております。それに対して、収入については年金の引き下げも予定されております。こうしたことによって、高齢者の皆さんにとって本当に大変な負担増という状況が生まれております。

そしてまた、この保険料の引き上げにつきましては、さきの質疑の中でも示されてきました大きな増の要因として、大震災による在宅系の普段だったら在宅系のサービスの利用見込み、これが減となる中で、今回のこの山元町の計画では普通見られない、あるいは法の改定の目的からすればその逆の結果となっている施設系の利用見込みが増となっております。これが値上げの大きな背景にあるとするならば、その部分については先ほどもお話ししましたが、社会的要因がその背景ということになるのではないかと。このことは、被保険者、つまり高齢者に負担を負わせるという内容、性格のものではないというふうに考えます。また、サービスの低下にもつながる生活援助の縮小というのも予定されているようであります。

大震災後1年を経過しようとしているわけでありましたが、これらのお年寄りはこの1年間も大変な苦労を強いられ、今後も光が見えない、あるいは不安な状況が続くのではないかと、そういう状況に置かれていると思います。今、政治に何が求められているのかということですが、こうしたときにこそ安心を与えるということが政治の務めではないかというふうに私は考えます。この計画にはまだまだ検討の余地が残されている。このように考え、以上の理由から私はこの提案には反対をするものであります。以上です。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから議案第25号山元町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は3月12日午前10時開議であります。

大変ご苦勞さまでございました。

午後4時12分 閉 会

---